

岐阜県公報

号外(一) 平成二十二年二月二十五日

目次

監査委員告示

行政監査の結果	(監査委員)	一
事務事業監査の結果	(同)	一四
財政的援助団体等の監査の結果	(同)	三四

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第二項の規定に基づき行政監査をしたので、同条第九項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成二十二年二月二十五日

岐阜県監査委員	野村保夫
岐阜県監査委員	足立勝利
岐阜県監査委員	帆刈信一
岐阜県監査委員	水谷雄二
岐阜県監査委員	神戸正雄

第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第199条第2項の規定に基づき、財務事務に限らず、県の一般行政事務の執行について、その適正かつ効率的な運用を確保するため、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を実施するものである。

第2 監査のテーマ及び選定理由

1 監査のテーマ

「高額物品の管理及び活用について」

なお、この監査結果報告書において、物品、備品、重要物品及び高額物品の定義は、次の通りである。

<p>〔物 品…普通地方公共団体の所有に属する動産で、現金、公有財産及び基金以外及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産（政令で定める動産を除く。）（自治法第239条） 備 品…物品のうち、その形状又は性質を変更することなく比較的長期（3年以上）にわたり使用できるもの（岐阜県会計規則（昭和32年規則第19号）。以下「会計規則」という。）第83条第1項第1号） 重要物品…備品のうち、取得価格（購入以外の取得の場合には評価額）100万円以上の備品及び動物、自動車並びに美術品（財産の記録管理について（昭和59年出納長通知）） 高額物品…重要物品のうち、取得価格が500万円以上の備品</p> <p>2 選定理由 自治体の公会計の整備が進む中、県でも保有資産に関する情報を正確に把握し、記録管理する必要性が高まっている。特に物品は、保有資産の中でも移動可能でかつ個数も多いため、盗難、紛失などのリスクが高く、より慎重な管理が必要とされる。 また、県が保有する物品のうち、取得価格100万円以上の重要物品は約7,300点で、その取得価格合計は約459億円と多額であり、県財政の厳しい中、高額物品の厳正な管理やさらなる有効活用が求められる状況となっている。 しかし、こうした状況においても、例年の定期監査では物品の管理や処分に関する指摘事項等が絶えない事態が続いている。 そこで、県が保有する重要物品のうち、取得価格で8割以上を占める高額物品の適正管理や有効活用等に資することを目的として高額物品の管理及び活用の状況について監査を実施することとした。</p> <p>第3 監査の概要 1 監査実施期間 平成21年10月から平成22年1月まで 2 監査対象機関 高額物品を比較的多数保有している機関種別に属する全ての機関</p>	<table border="1"> <tr> <td>美術館・博物館</td> <td>3</td> <td>美術館、博物館、現代陶芸美術館</td> </tr> <tr> <td>試験研究機関</td> <td>12</td> <td>保健環境研究所、産業技術センター、機械材料研究所、情報技術研究所、セラミックス研究所、生活技術研究所、農業技術センター、中山間農業研究所、生物工学研究所、畜産研究所、河川環境研究所、森林研究所</td> </tr> <tr> <td>工業・農業高等学校</td> <td>11</td> <td>岐阜工業高等学校、岐南工業高等学校、大垣工業高等学校、可児工業高等学校、多治見工業高等学校、中津川工業高等学校、高山工業高等学校、岐阜農林高等学校、大垣養老高等学校、加茂農林高等学校、恵那農業高等学校</td> </tr> <tr> <td>専修学校等</td> <td>7</td> <td>情報科学芸術大学院大学、国際情報科学芸術アカデミー、国際たくみアカデミー、木工芸術スクール、農業大学校、国際園芸アカデミー、森林文化アカデミー</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>33</td> <td></td> </tr> </table> <p>3 監査の実施内容 (1) 監査の実施方法 県のすべての機関における高額物品の保有状況について書面調査を実施するとともに、上記33機関に対して、高額物品の管理状況及びその実在性等について質問票による自己点検を依頼し、その点検結果について回答を得る方法により調査を実施した。その結果を踏まえ、監査委員による本監査を実施した。 (2) 監査対象時期 全機関が平成21年9月末現在で保有する物品を対象とした。 4 監査の着眼点 以下の2点に着眼して監査を実施した。 (1) 高額物品の管理は適切に行われているか ・基本的な情報の登録は適切に行われているか。 ・亡失等することなく実在しているか。 ・現物実査は適切に行われているか。 ・遊休物品の登録・再利用は適切に行われているか。 ・セツト品の管理は適切に行われているか。</p>	美術館・博物館	3	美術館、博物館、現代陶芸美術館	試験研究機関	12	保健環境研究所、産業技術センター、機械材料研究所、情報技術研究所、セラミックス研究所、生活技術研究所、農業技術センター、中山間農業研究所、生物工学研究所、畜産研究所、河川環境研究所、森林研究所	工業・農業高等学校	11	岐阜工業高等学校、岐南工業高等学校、大垣工業高等学校、可児工業高等学校、多治見工業高等学校、中津川工業高等学校、高山工業高等学校、岐阜農林高等学校、大垣養老高等学校、加茂農林高等学校、恵那農業高等学校	専修学校等	7	情報科学芸術大学院大学、国際情報科学芸術アカデミー、国際たくみアカデミー、木工芸術スクール、農業大学校、国際園芸アカデミー、森林文化アカデミー	合計	33	
美術館・博物館	3	美術館、博物館、現代陶芸美術館														
試験研究機関	12	保健環境研究所、産業技術センター、機械材料研究所、情報技術研究所、セラミックス研究所、生活技術研究所、農業技術センター、中山間農業研究所、生物工学研究所、畜産研究所、河川環境研究所、森林研究所														
工業・農業高等学校	11	岐阜工業高等学校、岐南工業高等学校、大垣工業高等学校、可児工業高等学校、多治見工業高等学校、中津川工業高等学校、高山工業高等学校、岐阜農林高等学校、大垣養老高等学校、加茂農林高等学校、恵那農業高等学校														
専修学校等	7	情報科学芸術大学院大学、国際情報科学芸術アカデミー、国際たくみアカデミー、木工芸術スクール、農業大学校、国際園芸アカデミー、森林文化アカデミー														
合計	33															
<p>機関種別</p>	<p>機関数</p>	<p>機 関 名 称</p>														

- ・補助金で取得した高額物品の管理は適切に行われているか。
- (2) 高額物品は効果的に活用が行われているか
 - ・利用状況の把握は行われているか。
 - ・使用実績はどの程度になっているか。

第4 監査の結果及び意見

1 総合的な意見

県は、取得価格が500万円を超える高額物品を2161点、取得価格で約384億円保有しているが、これらを含めたすべての物品は、貴重な公金により取得されたものがほとんどであり、県民共通の財産である。したがって、これらの財産を適切に維持管理し、有効に活用していくことが求められる。

今回の監査の結果、管理や活用状況から見て、必ずしも適切とは言えない事態が見受けられたので、職員は常にコスト意識を持って、定められたルールに従って適切な管理を行うとともに、物品の効率的な活用に努めることを望むものである。なお、着眼点ごとの意見をまとめると、以下のとおりである。

(1) 高額物品の管理は適切に行われているか

今回の行政監査において亡失等の事態は発見されなかったが、今年度の定期監査では年に1度の棚卸しでもある現物実査において事実と異なる報告をしたり、現物実査の結果、判明した不突合を確認、修正しないなど、現物実査が形骸化している実態を指摘したところであることから、現物実査の厳正な実施を行うとともに、現物実査において確認された不突合については確実に是正し、同様の誤りがないよう努められたい。

利用されていない物品は遊休物品として登録すべきにもかかわらず、登録がされていない物品が23点、取得価格合計で約3億円確認された。遊休物品であるという実態を正確に記録しなければ、利用されていない物品が放置され、他機関での有効活用や売却などの検討がされないままとなってしまう恐れがある。現物実査の際に各物品の利用状況を把握し、利用されていない実態を遊休物品として正確に記録するとともに、有効活用に努められたい。

また、遊休物品に関する情報共有を図るためのRENTAI 1 電子掲示板を確認したところ、投稿の件名や投稿記事の書き方が不統一で、何が遊休物品として掲示されているかがわかりにくい状況となっていたので、電子掲示板への記載様式の統一を図るなどの改善を検討されたい。

セット品を一式でしか管理しておらず、補助簿を整備していない物品が42点、取得価格合計で約6億円確認されたが、セット品を構成する物品の一部が盗難や亡失した場合、その事実が発見できない事態が想定されるので、早急に補助簿を整備し、個々の物品の適正な管理に努められたい。

国庫補助金で取得した物品について、補助金に関する情報を属人的な管理にゆだねていた事例が見受けられたが、職員の異動等にもなって情報が散逸するなど、最終的に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号、以下「補助金適正化法」という。）などに抵触する事態が発生しないことも限らないため、補助金に関する情報を総合財務会計システム 2 に入力することを徹底するなど、補助金に関する情報の記録管理を確実に行うよう努められたい。

高等学校に多く存在する産業教育振興費国庫補助金で購入された高額物品が耐用年数経過後も利用されず放置されていた事態が見受けられたので、教育委員会においては、所定の耐用年数を経過した高額な機器については、その利用状況を踏まえ、今後どのように利用又は管理を行っていくかを検討されたい。

1 「RENTAI」

岐阜県行政情報ネットワークの略称で、電子メールや電子掲示板などによって職員間の情報交換・共有を図っている。

2 「総合財務会計システム」

岐阜県の財務会計に関する情報を処理する基幹システムの名称であり、同システムで作成された電磁的記録は、会計規則で作成することとされている書類等とみなされている。

(2) 高額物品は効果的に活用が行われているか

高額物品の効果的な活用には利用状況の把握が必要となるが、利用状況の記録がされていなかったり、利用状況の把握を組織的ではなく属人的に行わせている高額物品が300点以上見受けられたので、利用状況の適切な把握に努められたい。また、こうした利用状況の記録は継続性が重要であり、属人的ではなく組織的に把握するとともに、所属内での情報共有に努められたい。

特に、美術館においては、県民の共有財産である美術品を効果的に活用する観点から、その基礎となる収蔵品の展示利用状況の把握は、美術館全体において網羅的になされる必要があるため、収蔵品の展示利用状況に関するデジタルデータを早急に整備されたい。

直近1年間において使用実績がない状況にある高額物品が51点、取得価格合計

にして6億円を超えていたが、これは多額の県の財産が活用されていない状況である。故障した高額物品であっても、インターネットオークションを活用した場合には、市場価値以上で落札されることもあることから、遊休物品の登録など所要の手続を踏まえた上で、遊休物品の売却によって収入を得られるよう官公庁オークションなどの活用を検討されたい。

2 県全体の高額物品の保有状況

(1) 県全体の保有状況(平成21年9月末現在)

まず、監査対象である高額物品(取得価格500万円以上)の保有状況について県全体の調査を行ったところ、その結果は表1のとおりであり、平成21年9月末現在において、県全体の高額物品は2161点存在し、取得価格の合計金額は約384億円となっていた。

【表1】県全体の高額物品の保有状況 (平成21年9月末現在)

1億円以上	1億円未満5千万円以上	5千万円未満2千万円以上	2千万円未満1千万円以上	1千万円未満5百万円以上	合計(点)	取得価格(千円)
27	44	437	687	966	2161	38,436,253

(2) 機関別の保有状況

機関別の保有状況として、高額物品を20点以上保有している機関を調査したところ、表2のとおり、県全体で27機関あった。

【表2】高額物品を20点以上保有している機関(取得価格合計金額順)

機関名	1億円以上	1億円未満5千万円以上	5千万円未満2千万円以上	2千万円未満1千万円以上	1千万円未満5百万円以上	保有点数(点)	取得価格計(千円)
防災課	7		115	64	31	217	6,323,028
美術館	6	15	55	67	176	319	6,127,790
情報企画課	3	2	21	21	43	90	2,330,140
会計課	5	1	6	12	28	52	1,962,870
産業技術センタ-		1	14	30	65	110	1,347,000
現代陶芸美術館		2	3	12	109	126	1,191,638

機械材料研究所	1	2	9	22	29	63	1,052,331
スポーツ健康課	1		5	10	30	46	969,282
情報産業課	1	2	10	11	7	31	795,719
人づくり文化課		3	6	11	8	28	604,696
セラミックス研究所			4	20	23	47	573,465
保健環境研究所		2	6	9	12	29	526,000
古川土木事務所			10	15	5	30	524,955
図書館	1		7	1	9	18	414,638
高山土木事務所			8	8	5	21	381,625
森林文化アカリ	1		3	6	11	21	372,785
岐阜工業高等学校	1		3	9	3	16	369,586
飛騨高山高等学校			3	18	4	25	338,054
消防学校		2	4	2	2	10	331,912
国際たくみアカデミー			2	12	17	31	331,376
岐阜工業高等学校			4	14	7	25	328,322
情報技術研究所			5	8	11	24	323,861
岐阜農林高等学校			4	17	1	22	319,002
生活技術研究所			1	11	22	34	312,538
大垣養老高等学校			2	18	3	23	311,643
郡上土木事務所			7	5	8	20	306,136
岐阜総合学園高等学校			2	14	4	20	279,529
合計(27機関)	27	32	319	447	673	1498	29,049,921

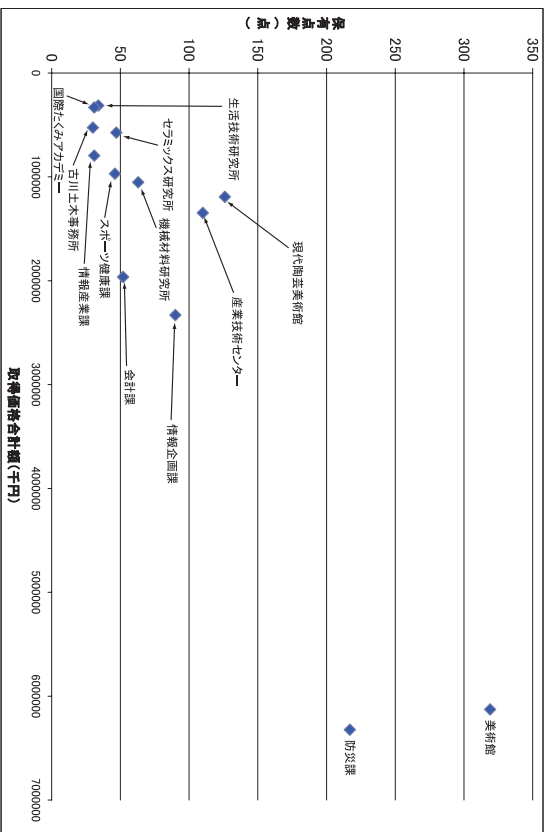
また、高額物品を保有している機関における取得価格合計額の分布を見ると、図1のとおりであった。高額物品の取得価格合計額が最も高額であったのは防災課であり、そのほとんどが防災関連の情報システム及び防災無線の機器であった。

美術品を除く1億円以上の高額物品のほとんどが情報システムであり、それ以外の物品としては、大型映像装置（スポーツ健康課）、衛星車載局（岐南工業高校）、光造形システム（機械材料研究所）であった。

また、試験研究機器を保有する試験研究機関、工作機器や実験機器を保有している工業・農業高校などが高額物品を多数保有していた。

高額物品は、特定の機関に集中して、取得価格が高くかつ多くの点数を保有していることが確認された。

【図1】高額物品を30点以上保有している機関の分布



(3) 分類別の保有状況

県では、「財産の記録管理について」（昭和59年出納長通知）に基づき重要物品を25の設定区分に分類管理している。このうち、500万円以上の高額物品に該当がある区分は、18区分（普通自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、絵画、彫刻、その他の美術工芸品、通信機械、電気機械、工作機械、木工機械、土木機械、試験及び測定器、荷役運搬機械、産業機械、医療用機械、事務用機器、教養機器、諸機器）であった。

この18区分を類似のグループにまとめ、以下の7区分に整理したものが、表

3及び表4のとおりである。

【表3】重要物品の分類（18区分を7区分に整理）

分類名（7区分）	出納長通知上の分類（18分類）	例
通信機械・電気機械	通信機械、電気機械	情報システム関連機器
教養機器	教養機器	教育用パソコン
工作機械・産業機械	工作機械、産業機械	工業高校等に設置される機器
試験及び測定器	試験及び測定器	試験研究機関に設置される試験機器
機械器具その他	木工機械、土木機械、荷役運搬機械、医療用機械、事務用機器、諸機器	
自動車	普通自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車	公用車などの車両
美術品	絵画、彫刻、その他の美術工芸品	絵画、彫刻等

【表4】分類別の保有状況

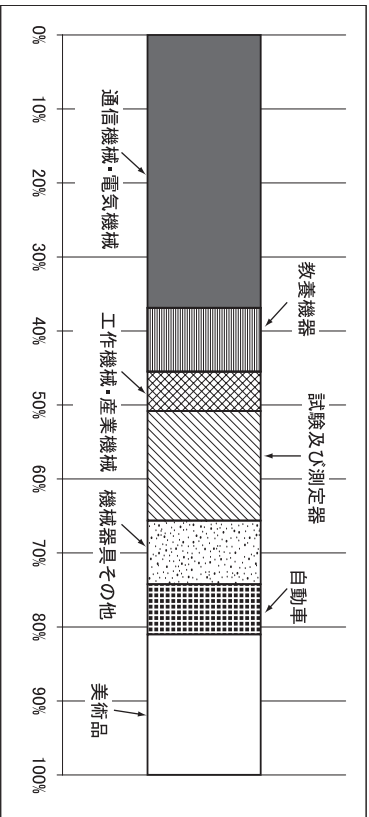
（単位：点・千円）

分類	点数	取得価格合計	金額構成比
通信機械・電気機械	532	14,173,818	36.9%
教養機器	201	3,315,520	8.6%
工作機械・産業機械	165	2,049,961	5.3%
試験及び測定器	463	5,687,824	14.8%
機械器具その他	198	3,302,575	8.6%
自動車	159	2,609,828	6.8%
美術品	443	7,296,727	19.0%
合 計	2161	38,436,253	

県の高額物品を取得価格ベースの構成比率で見ると、図2のとおり、通信機械・電気機械が、約36.9%と最も大きな割合を占めていた。これは、県の多くの業務が情報システムで処理されており、例えば、岐阜県警察本部総合通信指令

システム（取得価格約7.3億円）、防災情報通信システム（同6.2億円）などシステムあたりの単価が高額であったために、相対的な割合が大きくなっていった。
また、次いで美術品が19%となっていた。美術品の内訳は、絵画が258点（取得価格計約52億円）、彫刻が29点（同5.3億円）、その他美術工芸品156点（同15.4億円）となっており、最も高額なものはルノワールの油彩画「泉」（同2.7億円）であった。

【図2】分類別の保有状況（取得価格構成比グラフ）



(4) 取得年度別の保有状況

取得年度ごとに取得価格を調査したところ、表5のとおりとなった。
美術品の場合は、取得後の経過年数によりその価値が下がるものではないため古い取得年度のものも保管されているが、それ以外の物品は、基本的には耐用年数が経過し、故障などにより使用できなくなると処分されるため、取得年度の極端に古いものは少ない。

取得後30年以上経過した美術品以外の高額物品の事例としては、古い順に写真測量機（1970年取得）、金属用熱処理炉（1972年取得）、製紙機械（1972年取得）、公害計測器（1972年取得）、万能材料試験機（1974年取得）となっており、現在も利用されているものもあるが、故障して使用していないものもあった。

試験及び測定器に関しては、高年式機器を重点的に各機関の状況を調査したところ、故障中で利用できないものもあるが、多くの機器は各機関において現在も活用されていた。故障している機器を修復するには相応の費用が必要となり、また廃棄にも費用がかかる。こうした費用の予算確保が難しいために故障した機器

は、放置されていた。

【表5】取得年度別・区分別 取得価格合計

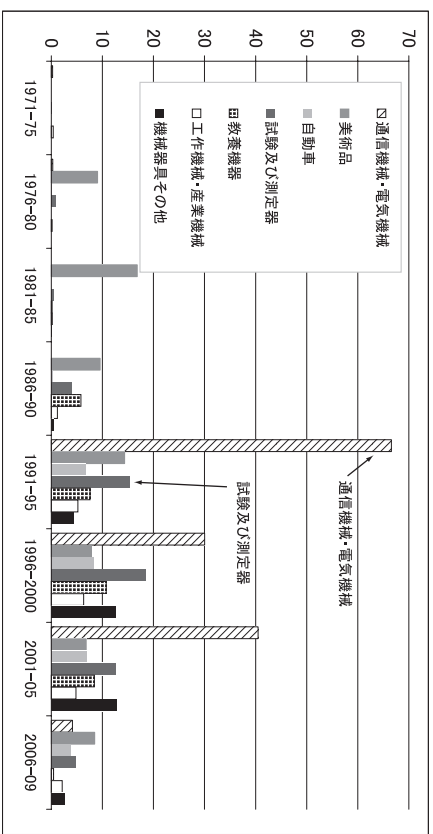
(単位：千円)

取得年度	通信機械・電気機械	教養機器	工作機械・産業機械	試験及び測定器	機械器具その他	自動車	美術品
1971～75年	23,510		38,880	17,600			
1976～80年	28,060		14,400	87,669		5,000	906,344
1981～85年			17,100	55,670	16,170		1,683,021
1986～90年			580,209	395,256	40,189	31,651	954,775
1991～95年	6,659,637	758,551	520,870	1,536,083	432,805	673,421	1,435,210
1996～00年	3,001,103	1,073,354	633,413	1,855,031	1,257,802	838,625	786,988
2001～05年	4,046,796	842,310	482,405	1,254,528	1,291,120	688,353	681,789
2006～09年	414,710	43,993	213,331	485,984	264,486	372,775	848,600

また、図3からも分かるように、90年代を中心に情報システムに巨額の投資がなされており、多くの機器が耐用年数である5年を経過している。一般的に情報システムの耐用年数は、他の備品に比較して短期間となっており、今後、こうした情報システムの維持管理や更新には多額の費用が必要となることが想定される。

【図3】取得年度別・区分別 取得価格合計の推移

(単位：億円)



3 着眼点ごとの監査結果及び意見

(1) 高額物品の管理は適切に行われているか

ア 基本的な情報の登録は適切に行われているか。

【監査結果】

物品の取得及び管理に関する情報は、会計規則及び岐阜県会計規則取扱要領（昭和39年総務部長、出納長通知）により、総合財務会計システムを利用して電子情報として一元的に管理をすることになっており、基本情報である取得年月日、取得価格、遊休物品の別、供用主任者、供用場所及び取得先などの情報は、すべて総合財務会計システムに電磁的に記録されている。

そこで、高額物品（美術館の美術品を除く）の登録内容に漏れがないか確認したが、基本的な情報が欠如しているものは見受けられなかった。

イ 亡失等することなく実在しているか。

【監査結果】

美術館及び現代陶芸美術館では、実地調査において高額な美術品をそれぞれ42点及び20点抽出し、現物の確認を行うとともに、その保管状況を確認したところ、亡失又は破損等の事実は見受けられなかった。

また、美術品を保管している収蔵庫の状況についても確認したが、いずれの機関においても、常時、温度及び湿度の管理がなされ、入退室の管理体制も構築され、その構造も防犯及び防火の見地から十分なものであった。

博物館では、高額な収蔵品は、一般の収蔵品とは別に特別収蔵庫に保管され、温度及び湿度管理が十分なされており、定期的な防虫対策も施されている。

試験研究機関及び工業・農業高校については、実地調査において、監査対象機関及び監査対象高額物品（各機関毎に20点前後）を無作為に抽出し、実地で現物の確認を行ったが、亡失又は破損等の事実は見受けられなかった。

さらに、実地で現物の確認を実施していない機関については、各機関に対して当該機関が保有している高額物品の一覧表を送付し、それらすべてについて亡失の有無及び保管状況について自己点検を依頼したが、亡失又は破損の事実は確認できなかった。

ウ 現物実査は適切に行われているか。

【監査結果】

県では、各所属において備品について毎年1回以上の現物実査を行うこととし、「物品の現物実査実施要領」（平成12年出納事務局長通知）に基づき、現物と物品帳簿との整合性を確認している。例年5月末現在の物品一覧表に基づき、おおむね1か月程度の期間に総点検を行う。

しかし、実査の対象となる物品の保有点数は所属ごとに著しい隔たりがあり、保有点数が多い現地機関は限られた期間内での効率的な実査が求められる。

各機関における現物実査の実施状況を調査したところ、表6のとおり、実査実施人数は数名で行う機関から70名を超える体制で手分けして実施しているところまで様々であった。平均すると、実施期間は17日間、実査実施者数で19人となっていた。

また、各機関の保有物品数、実施期間及び実査実施者数から一人当たりの確認点数等を見ると、機関によって大きな差があり、例えば、美術館では1人当たり393点と最大となっていた。

このように機関ごとに、現物実査の実施期間、現物実査に従事した職員数及び物品の保有点数には、隔たりが大きいことが確認された。

そして、現物実査の結果、台帳の不備や備品整理票の貼付漏れ等による現物と台帳の不突合が発見されることがある。この場合、実査担当者は、現物実査実施要領に従い、不突合事由を確認し、その確認結果を現物実査結果報告書と併せて各所属の出納員へ報告、出納員は所属長へ報告することとなっている。

今回の調査においては、抽出した33機関中、17機関において不突合が発生していたものの、総合財務会計システム上の登録又は除却漏れによるものであり、いずれも同システムへの修正の登録により是正がなされていた。

【表6】各機関の現物実査の実施状況

機 関 名	実施期間 (日)	実査実施 人数(人)	物品総数 (点)	一人当たり 確認点数	一人日当たり 確認点数
美術館	16	7	2,749	393	25
博物館	20	11	763	69	3
現代陶芸美術館	16	7	2,049	293	18

保健環境研究所	21	12	1,009	84	4
産業技術センター	7	12	984	82	12
機械材料研究所	4	20	399	20	5
セラミックス研究所	26	18	405	23	1
生活技術研究所	4	3	457	152	38
情報技術研究所	29	14	605	43	1
農業技術センター	10	10	858	86	9
中山間農業研究所	16	5	603	121	8
生物工学研究所	5	9	528	59	12
畜産研究所	15	22	1,146	52	3
河川環境研究所	8	10	579	58	7
森林研究所	30	14	507	36	1
岐阜工業高等学校	27	78	3,536	45	2
岐阜工業高等学校	15	25	2,048	82	5
大垣工業高等学校	19	36	3,367	94	5
可児工業高等学校	16	16	1,937	121	8
多治見工業高等学校	46	29	2,674	92	2
中津川工業高等学校	16	26	1,986	76	5
高山工業高等学校	27	13	1,741	134	5
岐阜農林高等学校	11	11	1,793	163	15
大垣養老高等学校	13	20	2,631	132	10
加茂農林高等学校	20	25	2,040	82	4
恵那農林高等学校	19	25	1,574	63	3
情報科学芸術大学院大学	16	23	2,906	126	8
国際情報科学芸術アカデミー	16	14	2,203	157	10
国際たくみアカデミー	18	10	2,448	245	14

木工芸術スクール	5	5	433	87	17
農業大学校 (国際園芸アカデミー)	25	22	1,350	61	2
森林文化アカデミー	10	19	1,874	99	10

【監査意見】

今回の行政監査において、亡失又は破損等の事態は発見されなかったが、今年度の定期監査において、廃棄した備品209件 (取得価格約6800万円) に関して現物実査において現存する旨の事実と異なる報告や、現物実査の結果判明した不突合の事実について確認及び修正登録をしないなど、現物実査が形骸化している実態が確認されている。こうした事態を踏まえて、改めて現物実査の厳正な実施が望まれる。

また、現物実査において不突合が発生することはやむを得ないものの、毎年度、確認された不突合を確実に是正し、同様の誤りが無いよう努められたい。

工 遊休物品の登録・再利用は適切に行われているか

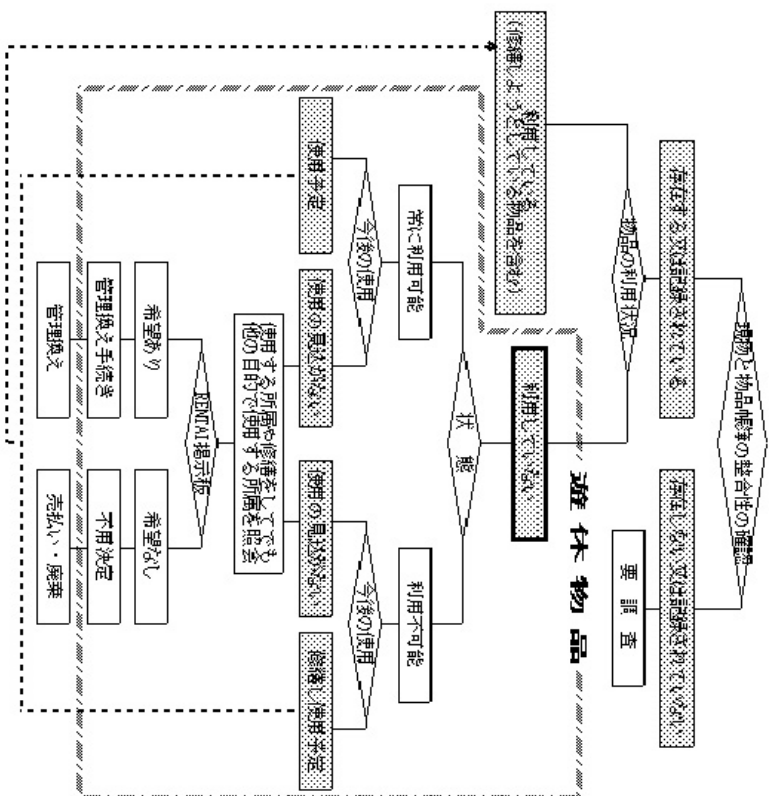
【監査結果】

平成19年度に実施された包括外部監査において、本来は遊休物品と思われる物品が、遊休物品として把握されていない事例が散見された。これは、「利用頻度が低くかつ今後も著しい向上が見込めない物品」という従来の遊休物品の定義が不明確であることに起因するもので、具体的な基準や具体例が示される必要があるとの提言が監査人からなされた。

そこで出納事務局は、「物品の現物実査実施要領」において「所属として現在利用していない物品 (ただし、1年以内に修繕しようとしている物品は除く)」を遊休物品と定義し、さらに遊休物品の事例及び遊休物品ではない物品の事例を示した。

図4の手続に基づいて、現物実査の際には、遊休物品に該当するかを各所属において判断し、その存在が判明した際には、遊休物品としての登録を総合財務会計システムを利用して物品一覧表に記録した上で、他の所属で活用できないか等の管理換え (会計規則第94条) の検討を行い、管理換え先がない場合には、不用決定 (会計規則99条) を行った上で、売払い等を含めて処分することとしている (現物実査実施要領第10)。

【図4】遊休物品の定義・処理フロー



出典) 「物品の現物実査実施要領」の一部改正及び平成21年度現物実査の実施について(平成21年5月・出納事務局長通知)

そこで、高額物品における遊休物品としての登録の有無の状況を確認したところ、表7のとおり、14点、取得価格合計額約2.2億円の物品について、遊休物品であるとして登録がなされていた。

【表7】財務会計システムに遊休物品として登録されていた高額物品 (単位：千円)

区分名称	点数	取得価格合計
------	----	--------

通信機械・電気機械	1	14,030
工作機械・産業機械	2	25,040
試験及び測定器	7	151,862
機械器具その他	4	34,512
合 計	14	225,444

これに対して、監査において、利用されていない高額物品で遊休物品の登録がないものを調査したところ、表8のとおり、これに加えて6機関において合計23点、取得価格合計金額約3.2億円の高額物品が、遊休物品として登録する必要があったことが確認された。

遊休物品の登録が行われていなかった要因を確認したところ、「現物実査において遊休物品であることを把握していなかった」「補助金による取得物品であり、処分できないためにそのままにしておいた」との回答があった。

【表8】遊休物品としての登録がされなかった高額物品の点数(単位：千円)

機 関 名	点数	取得価格合計
産業技術センター	5	82,780
岐阜工業高等学校	5	50,337
大垣工業高等学校	3	42,000
多治見工業高等学校	4	65,500
岐阜農林高等学校	3	40,980
加茂農林高等学校	3	40,973
合 計 (6機関)	23	322,570

また、遊休物品については、図4のとおりRENTAIの電子掲示板を活用し、情報共有に努めることとなっている。平成21年4月1日から平成22年1月21日までの電子掲示板の活用状況を確認したところ、投稿された件数が、265件であるのに対して、管理換先が決まり掲示を終了した件数が60件であった。投稿件数ペースで約20%の物品が再利用されていたことになる。

しかし、投箱の件名や投箱記事の書き方が不統一であるために、遊休物品として掲示された物品が何であるかが電子掲示板の利用者にとってわかりにくい状態となっていた。

【監査意見】

遊休物品となった要因は、故障や陳腐化など様々な事由が考えられる。

しかしながら、遊休物品であることの認定及びその記録は、その後の有効活用に向けた手続の端緒となる。その記録が確実になされなければ、利用されていない物品が放置され、他機関での有効活用や売却などの検討がされな
いままとなってしまう恐れがある。

そこで、現物実査の際には、各物品の利用状況を正確に把握し、利用されていない実態を遊休物品として確実に記録するとともに、有効活用に努められたい。

また、電子掲示板の利用者にとって、遊休物品として何が掲示されているかをわかりやすくするために電子掲示板への記載様式の統一を図るなどの改善を検討されたい。

オ セット品の管理は適切に行われているか

【監査結果】

次に、セット品として登録されている高額物品を抽出して、その管理状況について調査を行った。セット品とは、一体として機能するが個々においても機能する物品をいう。「物品の現物実査実施要領」において、セット品はセットごとに補助簿を整備し、その補助簿に基づいて構成する個々の物品について現物実査を行うこととされている。

その結果、セット品に該当する物品で補助簿が整備されておらず、現物実査を適切に実施できない状況にあるものが、合計42点、取得価格合計で約6億円存在することが確認された(表9)。

【表9】セット品の管理において補助簿が未整備であった物品数(単位:千円)

機 関 名	セット数	取得価格合計
保健環境研究所	2	27,058
畜産研究所	2	22,021

畜産研究所	2	22,021
岐阜工業高等学校	15	223,623
可児工業高等学校	9	130,864
加茂農林高等学校	5	58,383
恵那農業高等学校	7	112,345
国際たくみアカデミー	2	27,090
合 計 (7機関)	42	601,384

補助簿が未整備となっていた物品の多くは、事例1のような学校教育用のパソコン及び周辺機器であり、物品購入時にセット品を「電子計算組織一式」として総合財務会計システムに物品登録をすることが行われていた。本来はセット品に該当する物品は、その内訳を記録する補助簿を整備しなければならなかったにもかかわらず、このように補助簿が整備されないままに今日に至っている事実が見受けられた。

事例1 補助簿の未整備

岐阜工業高等学校では、平成12年度に取得したパソコン合計43台(取得価格約1900万円)が、電子計算組織という名称で一式で管理されていた。これらは、現物実査実施要領で定める「セット品」に該当するものの、補助簿の整備がなされていなかった。

この状態では、仮にパソコンの一部が、紛失、盗難にあったとしても、現物実査で発見されないことになってしまう。



補助簿が未整備の情報機器

【監査意見】

セット品については補助簿が整備されていないと適正な現物実査が困難である。こうした状況をそのままにしておけば、セット品を構成する物品の一部が盗難や亡失した場合に、その事実を発見できない事態が想定される。早

急に補助簿を整備し、個々の物品の適正な管理に努められたい。
 補助金で取得した高額物品の管理は適切に行われているか

【監査結果】

高額物品には、国からの補助金を財源として購入された物品が数多く見受けられた。これらの物品は、その処分に関して補助金適正化法の制約もあり、適正に管理をしていくためには、当該物品に係る補助金に関する情報（所管官庁、購入年月日など）を長期にわたり確実に記録・管理していく必要がある。

国庫補助金によって購入された高額物品は、工業・農業高校や試験研究機関に多く存在している。

工業・農業高校では、産業教育振興費国庫補助金により購入された物品が多いが、当該補助金で購入した機器の管理方法は「高等学校産業教育設備台帳実施要綱（旧文部省初等中等教育局長通知・平成6年6月30日付文初職第24号）」に定められており、各学校はこれに基づき、高等学校産業教育設備台帳を2部作成し、うち1部を県教育委員会（学校支援課）が保管することで、購入した物品等の現有及び廃棄等の状況を記録し、一元的な管理を行っていることが確認された。

一方、試験研究機関では、研究内容が多岐にわたり、多様な種類の補助金により購入されており、補助金に関する情報の管理は各試験研究機関において実施されていた。そこで、各試験研究機関に対し、補助金で購入した機器に関する補助金の名称及び交付年度、所管省庁などの情報の記録・管理状況を監査したところ、備品登録の際に補助金で取得したことをあわせて登録し、所属として一元的に情報の記録・管理がされている機関があったが、所属として一元的に管理されず研究部ごとや担当者ごとに管理されている機関も見受けられた。

また、補助金で購入した物品については、財産の種類ごとに耐用年数が定められ、その年数内については処分が制限されている（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第4号及び第5号並びに第14条第1項第2号）。例えば、電子計算機のうち、パーソナルコンピュータ（サーバ用の物を除く。）は4年間、試験又は測定機器は5年間などと定められ、処分制限期間が設定されている。

そこで、工業・農業高校が所有する高額物品のうち、産業教育振興費国庫補助金により購入した物品の利用状況を監査したところ、直近1年間に於いて使用実績のない物品は12点、取得価格合計約1.8億円あることが確認された（表10）。これらの物品は、古くは平成元年度、新しい物でも平成11年度までに取得されており、その多くが国の定める耐用年数を経過していた。
 【表10】産業教育振興費国庫補助金により購入された物品で、直近1年間に使用実績のないもの
 （単位：千円）

機関名	品名	取得年度	取得価格	遊休登録
岐阜工業	自動制御装置	平成元年	15,000	なし
	メカトロ実習装置	平成5年	12,000	なし
	クーリソエエネルギー実習装置	平成7年	12,000	なし
岐南工業	電子計算組織	平成9年	12,000	なし
	建設トータルステーション実習装置	平成7年	20,640	なし
大垣工業	画像通信システム実習装置	平成9年	15,000	なし
	P・MAC（パソコン）	平成8年	15,000	なし
	マルチメディア機器一式	平成8年	20,500	なし
多治見工業	自動制御実習装置等	平成6年	15,000	なし
	画像通信システム実習装置	平成7年	15,000	なし
	クーリソエエネルギー実習装置	平成11年	15,000	なし
加茂農林	造園設計実習装置一式	平成7年	13,060	なし
合	計（5機関・12点）		180,200	

学校において利用できなくなった物品を保管している理由を確認したところ、その多くは国庫補助金による取得物品であるということで処分できないとの認識によるものであった。物品の不用決定及び処分手続が円滑に実施されず、事例2のように学校の教室を不用となった機器が占有している事態が見受けられた。

事例 2 使用実績のない機器
 多治見工業高等学校が保有する「自動制御実習装置等」(平成6年取得)は、制御するパソコンが古く、現在の授業には使用できないとの理由で、ここ数年使用実績がなく教室に処分等の予定もなく放置されていた。
 国(文部科学省)の定める耐用年数は既に経過しており、取得価格は1500万円であり、国の産業教育振興費国庫補助金で購入した物品である。



使用実績がなく放置された工作機器

【監査意見】

補助金に関する情報を属人的な管理にゆだねると、職員の異動等にもなつて情報が散逸し、当該物品に関する情報が長期にわたって引き継がれないおそれがある。ひいては、補助金適正化法などに抵触する事態が発生しないとも限らない。

補助金に関する情報について、総合財務会計システムに入力することを徹底し、確実な情報の記録及び管理を行うよう努められたい。

また、高等学校に多く存在する産業教育振興費国庫補助金で購入された高額物品で、各学校が処分しない機器等には、既に使用されずに放置されている機器等も見受けられたので、教育委員会においては、所定の耐用年数を経過した高額な機器については、その利用状況を踏まえ、今後どのように利用又は管理を行っていくかを検討されたい。

キ 参考(物品管理に関する現場からの意見)

調査の過程で、現地機関の各担当者から現行の会計規則及び総合財務会計システムの運用に関して、より適正な管理を実施するための改善意見を聴取した。主な意見は表11のとおりであった。

現地機関では、大量の備品を抱え、日頃の物品管理に苦慮し問題意識を持っている所屬もあり、改善に向けて参考となる意見もあった。

【表11】現地機関からの物品管理方法に関する主な意見

意見の内容

- ・試験研究機器は利用目的が特殊なので、職員間の情報共有を図るためのRENTAIの電子掲示板への掲示で有効利用ができる可能性が少ない。掲示期間などについて柔軟な対応ができないか。
- ・受託美術品の処分手続きは知事の承認が必要となっているが、受託品は相手方の都合で急な返還を頼まれる事もあり、即決しなければならぬことも多い。取得時と同じ取扱い(各所屬判断)とならないか。
- ・備品整理票に供用状況や所在場所の情報も印字されると、さらに適正な物品の保管管理が可能となるのではないか。
- ・セット品で登録した物品の分離・分割、併合を行う場合、本体の物品番号がその都度更新され、経緯を把握することが困難となる。経緯が分かるようなシステムの改善ができないか。

(2) 高額物品は効果的に活用されているか

ア 利用状況の把握は行われているか。

【監査結果】

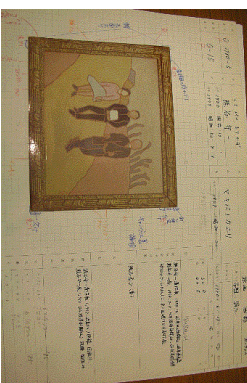
平成11年度に実施された包括外部監査において、美術館における美術品の展示利用状況に関して、「美術館外への貸出しに関するデータは記録されているものの、館内における展示記録がなされておらず、その記録を網羅的に把握することができない状況となっている」との指摘がなされている。

そこで、この指摘に対する現時点での改善状況を確認したところ、館内における展示状況については、所蔵品展ごとに作成される「所蔵品展示目録」及び毎年公刊している「美術館年報」に掲載が行われていた。

しかしながら、収蔵品全体についてのデジタルデータ化が完成していない状況となっており、美術館の保有している収蔵品全体の展示状況を網羅的に把握できる状況にはなっていないかった。

なお、美術品に関する情報は、作品カードで管理されており、このカードには、破損状況、修復記録及び出庫記録など情報が記録されていたものの、展示利用状況についての記録はなされていないかった。(事例3)。

事例3 展示利用状況が記録されていない作品カード
 美術館では、収蔵品に関する取得価格や出庫情報を、作品カード（写真）で管理している。しかし、展示履歴については、このカードへの記載はなく、表計算ソフトを用いたデジタルデータによる管理に着手していたが、現時点でも、作業が完了しておらず、収蔵品全体の展示利用状況について網羅的に把握できる状態とはなっていないかった。
 デジタルデータの整備は、今年度中に完了するよう就意作業中であった。



作品カード

また、試験研究機関、工業・農業高校、専修学校に対して、保有している高額物品のすべてについて、利用状況に関する記録がなされているか調査したところ、表12のとおりであった。

【表12】各機関が保有する高額物品の利用状況の記録 (単位：点)

機関種別	利用記録あり	利用記録なし	うち 担当者の記憶による把握あり	
			点	機関数
試験研究機関	254	101	46	
工業・農業高等学校	10	177	73	
専修学校	15	50	1	
合計 (30機関・607点)	279 (19機関)	328 (29機関)	120 (18機関)	

機関数は重複あり。

台帳等の利用記録の代わりに各担当者がそれぞれ把握しているものを含めると、30機関中29機関において、607点中328点の高額物品について利用状況の記録がない状態となっていた。

機関種別で見た場合、試験研究機関は比較的利用状況が把握されているが、学校関係では利用記録のないものが多く見受けられた。

【監査意見】

物品の効果的な活用や遊休物品の把握のためには、その前提として物品の利用状況の把握が不可欠である。今後は、高額物品の利用状況を適切に把握するよう努められたい。

また、利用状況の記録は、継続して確実に行われることが重要であり、担当者による属人的な管理ではなく、組織的に把握し、所属内での情報共有に努められたい。

特に、美術館においては、県民の共有財産である美術品を効果的に活用する観点から、その基礎となる収蔵品の展示利用状況の把握を美術館全体について網羅的にする必要がある。については、収蔵品の展示利用状況に関するデジタルデータを早急に整備されたい。

イ 使用実績はどの程度になっているか。

【監査結果】

高額物品が効果的に使用されているかどうかという観点から、試験研究機関、工業・農業高校及び専修学校等について、直近1年間の高額物品の使用頻度について調査を行った。

その結果、表13のとおり、14機関において51点、取得価格合計約6.5億円の高額物品について、直近1年間全く使用されていない状況となっていた。

【表13】直近1年間使用実績がないと回答のあった高額物品の点数・取得価格 (単位：千円)

機関名	点数	取得価格合計	代表例
保健環境研究所	1	5,320	クロフトスキャナー
産業技術センター	5	82,780	子ザインシステムース
機械材料研究所	4	73,948	ダイナミックイオンミキシング装置

生活技術研究所	4	35,122	ウシタン吹き付け発泡実験装置
セラミック研究所	9	95,347	高温雰囲気
農業技術センター	6	80,920	透過型及び走査型電子顕微鏡システム
中山間農業研究所	1	8,347	高速液体クロマトグラフ及び関連周辺機器一式
生物工芸研究所	2	25,040	検定用自動爆系機
畜産研究所	1	5,500	カラースキヤニングスコープ
岐阜工業高等学校	5	50,338	自動制御実習装置
大垣工業高等学校	3	42,000	建設トータルステーション実習装置
多治見工業高等学校	4	65,500	マルチメディア機器一式
岐阜農林高等学校	3	40,980	電子計算組機一式
加茂農林高等学校	3	40,974	マルチメディア活用能力育成支援事業に係る備品一式
合計(14機関)	51	652,116	

直近1年間において使用実績のない物品には、試験研究機関が保有している各種試験機器や、工業・農業高校が保有しているパソコン又はパソコン制御される産業機械が見受けられた。

これらの高額物品は、その使用目的とされていた研究の期間終了や、故障又は技術革新による陳腐化のために使用されていない状態となっていた。

パソコン等の情報関連機器は、技術革新が著しく、他の備品に比較して短期間で陳腐化する性質がある。特に教育現場で、耐用年数を超えて長期にわたり情報関連機器を利用することは、生徒の情報活用能力の育成にとって好ましい状況とは言えない。

そのため、高等学校や専修学校などの教育機関では、近年ではリース契約の活用によってこうした問題の解消が図られていた。

【監査意見】

県の財産を有効に活用する見地から、取得価格で6億円を超える高額物品

が使用されていない状態は、改善を図る必要がある。

故障した高額物品であっても、インターネットオークションを活用した場合は、市場価値以上で落札されることから、遊休物品の登録やRENTAIの電子掲示板への掲示など所要の手続きを踏まえた上で、遊休物品の売却によって収入を得られるよう官公庁オークション などの活用を検討されたい。

「官公庁オークション」

インターネットオークションの特性を活用して実施する公有財産売却手続をいう。地方自治体が保有する財産を地方自治法、同施行令にのっとり売却する手続の一部であり、インターネットを活用することで、入札参加者が増加し、高値での落札が期待できるとされている。

岐阜県議会 (昭和三十二年法律第二十号) 第九十九条第一項の規定に基づき、この法律による回覧第九項の規定により、その複製に關する報告を次のとおり公表し、

昭和三十二年四月二十日

岐阜県議会	議	長	末
岐阜県議会	副	議長	保
岐阜県議会	議員	野	上
岐阜県議会	議員	佐	藤
岐阜県議会	議員	竹	中
岐阜県議会	議員	山	田

第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき、財務事務に限らず、県的一般行政事務の執行について、その適正かつ効率的な運用を確保するため、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を実施するものである。

- 第2 監査のテーマ及び選定理由
- 1 監査のテーマ

「税外未収金の債権管理について」

2 選定理由
 県の財政状況が逼迫している状況において、未収金の解消を図ることは、財源の確保や公平性を保つ面から重要な課題となっているが、平成20年度定期監査の結果では未収金の管理の不備が多数指摘されている。
 このため、県の行財政改革の推進に資することを目的に、税外未収金の債権管理について、法令等に基づき適正に行われているか監査を実施することとした。

第3 監査の概要

1 監査実施期間

平成21年7月から平成22年1月まで

2 監査対象機関

平成20年度決算時に100万円以上の税外未収金の債権を所管する機関（所管する現地機関等を含めて合計が100万円以上ある税外未収金の債権を対象）のうち表1の13機関19債権を監査対象とする。

なお、平成21年度包括外部監査「債務保証・損失補償及び貸付金に関する事務の執行について」の監査対象となった下記の3債権については、重複するため監査の対象外とする。

- ・ 中小企業振興資金貸付金（中小企業課）
- ・ 母子寡婦福祉資金貸付金（子ども家庭課）
- ・ 岐阜県選奨生奨学金貸付金（教育財務課）

3 監査の実施内容

(1) 監査の実施方法

監査対象機関を対象に、税外未収金の債権管理の状況に関する書面調査を実施し、関係者の説明を聴取する方法により、実地に調査した。その結果を踏まえ、委員による監査を実施した。

【表1】監査対象とした税外未収金の債権一覧

債 権 名	所管課名	平成20年度未収金額
【一般会計】		
岐阜県選奨生奨学金貸付金	人づくり文化課	244,800,160円
岐阜県高等学校奨学金貸付金	人づくり文化課	2,523,600円
		1,438,000円

岐阜県高齢者住宅整備資金貸付金	高齢福祉課	30,026,443円
児童保護措置費負担金 2	障害福祉課	13,588,790円
岐阜県心身障害者扶養共済制度掛金	障害福祉課	9,181,150円
岐阜県障害者住宅整備資金貸付金	障害福祉課	46,590,743円
児童保護措置費負担金 3	子ども家庭課	44,892,249円
児童扶養手当返納金	子ども家庭課	16,736,020円
生活保護費返還金及び徴収金	地域福祉国保課	13,282,974円
ソフトピアジャパンセンター使用料	情報産業課	1,059,800円
河川占用料	河川課	1,981,056円
岐阜県立高等学校授業料	教育財務課	4,968,392円
岐阜県高等学校奨学金貸付金 4	教育財務課	2,922,600円
岐阜県地域改善対策奨学金等貸付金	教育財務課	20,926,343円
放置遺反金	交通指導課	34,682,000円

【特別会計】		
農業改良資金貸付金	農業振興課	253,179,095円
岐阜県林業・木材産業改善資金貸付金	県産材流通課	13,886,000円
県営住宅使用料	公共建築住宅課	3,490,000円
		235,803,095円

【病院事業会計】		
医薬未収金（個人負担分）	医療整備課	171,126,359円
	13機関	669,105,614円

- 1 私立高等学校等を対象とした奨学金の貸付金
- 2 障がいのある児童の児童福祉施設入所に係る措置費負担金
- 3 児童福祉施設入所に係る措置費負担金
- 4 公立高等学校等を対象とした奨学金の貸付金

(2) 監査対象時期

平成20年度決算時における各所管課の債権管理状況を中心に監査を実施した。

4 監査の着眼点

- (1) 適正な徴収体制や有効な滞納防止策がとられているか。
- ・ 債権管理業務のための適正な体制となっているか。
- ・ 徴収マニュアル等が作成されているか。
- (2) 未収金の管理・回収が適正に行われているか。
- ・ 滞納者等の資産を的確に把握しているか。
- ・ 催告の手続は適正に行われているか。

- ・未収金の回収計画を策定しているか。
- (3) 延滞金等 5 の徴収手続が適正に行われているか。
 - ・元金納入後に確定する延滞金等の徴収手続が行われているか。
 - 5 延滞金等とは、延滞金、延滞利息及び違約金等をいう。
- (4) 時効の管理や不納欠損処分が適正に行われているか。
 - ・時効の中断等の手続が行われているか。
 - ・不納欠損処理に当たっては、適正な徴収手続を経た上で処分手続が行われているか。

第4 監査の結果及び意見

1 総合的な意見

県の財政状況が厳しい状況において、岐阜県行財政改革指針に基づき債権管理の強化を進めることとしているが、平成20年度における一般会計の税外未収金の合計金額は、5億7,925万円余、特別会計は22億8,516万円余とそれぞれ平成16年度比で13.0%、141.9%と増加している。

税外未収金の債権管理の状況を調査したところ、管理体制や徴収マニュアルの整備、滞納者の状況把握及び延滞金等の徴収手続が適正に実施されているとは言えないものが見受けられた。

税外未収金の債権を所管する機関においては、県の財政収入を着実に確保するために、適正な債権管理と確実な未収金の回収について、より一層の努力を図らなければならない。

岐阜県行財政改革指針

債権管理の強化

債権回収の手法を全庁的に統一するとともに、各債権ごとの回収目標を設定し、達成状況の進捗を管理
 強制徴収できる債権については、速やかに差押え処分等により回収を図る
 各種奨学金貸付金などの債権については、法律や契約等に基づき、債務者本人以外の関係者（扶養義務者や連帯保証人など）に対しても、催告、徴収を実施

2 着眼点ごとの監査結果及び意見

- (1) 適正な徴収体制や有効な滞納防止策がとられているか。

ア 債権管理業務のための適正な体制となっているか。

【監査結果】

専任職員が配置されているのは3機関（3債権）のみで、ほとんどの機関では、兼任職員が債権管理と未収金の回収を行っていた（表2）。

平成20年度の定期監査において、債権の収入事務に関して、収入率の悪化や延滞金等の徴収手続が行われていない旨を指導したところ、今年度に債権管理を専門に行う非常勤職員1名を配置する措置を講じた機関もあった。

【表2】専任職員を配置している機関及び債権

所 管 課 名	債 権 名	専任職員数
子ども家庭課	児童保護措置費負担金	1名
交通指導課	放置違反金	2名
医療整備課（多治見病院）	医薬未収金	1名
3機関	3債権	

6 平成21年度に児童保護措置費負担金債権管理専門職を設置。

【監査意見】

債権管理体制の現状は、担当職員がほかの業務も担当しながら、未収金の回収に当たっている。債権管理業務のための専任職員を配置することは、人員削減が進む状況下においては困難といえる。

各債権の管理状況を確認したところ、多数の未収金に係る債権管理業務を1名の兼任職員に任せていたため、適正な債権管理が行われていないものもあったので、債権管理に当たっては適正な体制となるよう、所属で取り組む必要がある。また、所管課からの指導が十分でない現地機関もことから、担当職員に対する研修等を行うなど職員の資質の向上を図る必要がある。

イ 徴収マニュアル等が作成されているか。

【監査結果】

徴収マニュアル等を作成しているとしたのは9機関（15債権）であり、4機関（4債権）においては作成していないとのことであった。作成していないとした機関においては、取扱要領等に対応できるため作成していないとされていた。

徴収マニュアル等の内容を確認したところ、未収金の発生から強制執行までの対応について記載しているものから、未収金の発生から催告までの対応に限定して記載しているものまでなど、内容に差異が見受けられた。

【監査意見】

債権管理の事務処理に当たっては、関係法令や実務的知識が必要とされることから、実務経験の有無がその取組に大きく影響するので、実務的な徴収マニュアル等を整備する必要がある。特に、現地機関を所管する機関においては、統一的な債権管理を行う上でも徴収マニュアル等の整備又は充実を図られたい。

(2) 未収金の管理・回収が適正に行われているか。

ア 滞納者等の資産を的確に把握しているか。

【監査結果】

強制徴収できる債権については国税徴収法（昭和34年法律第147号）等の規定が適用されることから預貯金等の調査を行うことができるが、それ以外の債権については調査が限定されている。

財産調査の実施状況を確認したところ、財産調査が行われている機関は、6機関（7債権）であり、8機関（12債権）については財産調査の権限がないため行われていなかった（表3）。

なお、財産調査が行われている機関のうち2機関（2債権）においては、財産調査の権限がないため、滞納者からの聞き取り調査により資産の把握に努めていた。

【表3】権限がないため財産調査が行われていなかった機関及び債権

所管課名	債 権 名
人づくり文化課	岐阜県選奨生奨学金貸付金
	岐阜県高等学校奨学金貸付金
高齢福祉課	岐阜県高齢者住宅整備資金貸付金
障害福祉課	岐阜県心身障害者扶養共済制度掛金
	岐阜県障害者住宅整備資金貸付金
情報産業課	ソフトピアジャパンセンター使用料

教育財務課

岐阜県立高等学校授業料	
	岐阜県高等学校奨学金貸付金
	岐阜県地域改善対策奨学金等貸付金
県産材流通課	岐阜県林業・木材産業材改善資金貸付金
公共建築住宅課	県営住宅使用料
医療整備課	医療未収金
8機関	12債権

【監査意見】

滞納者等の資産の把握は、法令等に定めがある場合を除いて関係機関等からの情報の入手は困難な状況にあるが、債権管理における未収金の回収に有効な手だてとなるので、法令や個人情報保護の配慮しつつ、資産の把握に努められたい。

イ 催告の手続きは適正に行われているか。

【監査結果】

すべての機関において督促及び文書催告は行われ、電話催告等も行われていた（表4）。

滞納整理票等から催告の実施状況を確認したところ、滞納者と頻繁に接触し納付指導を行っているものから、年に1回催告状を送付しているのみのまでなど、その実施状況には差異が見受けられた。

また、催告するに当たり必要な居所不明者調査が行われていた機関は10機関（16債権）であり、3機関（3債権）については行われていなかった。行われていない機関は、居所不明者の該当が無いため行っていないものであった。

【表4】催告の実施状況

催告方法	実施機関数
電話催告	10
文書催告	13
訪問等	11

【監査意見】
報告等の手続は未収金の回収を図る上からも必要な手段である。各機関においては、引き続き必要な手続により滞納者の状況を的確に把握し、効率的に債権の回収を図らねばならない。
ウ 未収金の回収計画を策定しているか。

【監査結果】
未収金の回収状況を把握するとともに問題点を解消するためには未収金の回収計画の策定が必要ことから、その策定状況を確認したところ、未収金の回収計画を策定している機関は11機関（17債権）であり、そのうち問題点の検討まで行われていたのは10機関（16債権）であった。
また、策定していない機関は2機関（2債権）であった（表5）。

【表5】未収金の回収計画を策定していない機関及び債権

所管課名	債 権 名
交通指導課	放置違反金
県産材流通課	岐阜県林業・木材産業材改善資金貸付金
2機関	2債権

【監査意見】
多くの機関において、債権管理について、ほかの業務を兼任する職員に管理させている状況や年々増加する未収金額により計画どおりに回収できない状況が見受けられる。しかし、効率的な回収を行う上でも未収金の回収計画の策定は必要であるので、未収金の回収計画を策定していない機関は、早急に策定されたい。
(3) 延滞金等の徴収手続が適正に行われているか。
ア 元金納入後に確定する延滞金等の徴収手続が行われているか。

【監査結果】
延滞金等の徴収が法令等に規定されているのは12機関（17債権）であるが、そのうち10機関（11債権）は延滞金等の徴収手続が行われており、5機関（6債権）は行われていなかった（表6）。
行われていない機関のうち4機関（4債権）については、元金の回収を優先し、延滞金等の徴収手続が行われていなかった。1機関（1債権）については、不正の手段により手当を受けた場合には延滞金を徴収することになっているが、それに該当しない場合は延滞金を免除できることから、徴収手続が行われていなかった。残る1機関（1債権）については、延滞金等が発生していなかった。
また、各機関が保有する債権管理システムの中には、延滞金等の計算機能が無いものがあり、改修が必要なものもあった。
徴収手続が適正な時期に行われているかを確認したところ、3機関（3債権）が元金の完納時に手続を行っていたが、その他の機関の中には、前年度に確定した延滞金等をまとめて手続を行うなどの処理を行っていた機関も見受けられた。

【表6】延滞金等の徴収手続を行っていない機関及び債権

所管課名	債 権 名
高齢福祉課	岐阜県高齢者住宅整備資金貸付金
障害福祉課	岐阜県障害者住宅整備資金貸付金
子ども家庭課	児童扶養手当返納金
教育財務課	岐阜県高等学校奨学金貸付金
	岐阜県地域改善対策奨学金等貸付金
公共建築住宅課	県営住宅使用料
5機関	6債権

【監査意見】
今年度の定期監査において、延滞金等の徴収手続が行われていない機関に対して適正に処理するよう指導したところであるが、延滞金等の徴収は法令等で規定されているため、手続が行われていない機関においては、速やかに法令等に基づき適正に処理されたい。
(4) 時効の管理や不納欠損処分が適正に行われているか。
ア 時効の中断等の手続が行われているか。

【監査結果】

時効の中断等の手続が行われているのは、10機関（11債権）であり、行われていないのは5機関（8債権）であった（表7）。
行われていない機関のうち2機関（4債権）は、実施について検討中であった。

【表7】時効中断等の手続を実施していなかった機関及び債権

所管課名	債 権 名
人づくり文化課	岐阜県選奨生奨学金貸付金
	岐阜県高等学校奨学金貸付金
障害福祉課	岐阜県心身障害者扶養共済制度掛金
	岐阜県障害者住宅整備資金貸付金
教育財務課	岐阜県高等学校奨学金貸付金
	岐阜県地域改善対策奨学金等貸付金
交通指導課	放置違反金
公共建築住宅課	県営住宅使用料
5機関	8債権

【監査意見】

平成20年度の定期監査において、十分な徴収手続を行わなかったために債権の消滅時効の完成を招いた事案を指導したところ、分割納付等を実施するなどの改善を行った機関もあったことから、債権を所管する機関においては、滞納者の状況を的確に把握し、民法（明治29年法律第89号）が定める時効の中断事由となる承認等の必要な措置を行うなど適正な管理を実施されたい。
不納欠損処理に当たっては、適正な徴収手続を経た上で処分手続が行われているか。

【監査結果】

不納欠損処理が行われている機関は7機関（8債権）であり、行われていない機関は8機関（11債権）であった（表8）。
行われていない機関のうち4機関（7債権）については、不納欠損処理に当たって、滞納者が時効の援用を行わないことから不納欠損処理が行われて

いなかった。また、4機関（4債権）については、不納欠損に至る該当事案が無かった。

不納欠損処理が行われている機関において、適正な徴収手続に努めた上で不納欠損処理に至っているかどうか確認したところ、催告状を送付しているのみで時効が完成し、不納欠損処理が行われていた機関が見受けられた。

【表8】不納欠損処理を実施していなかった機関及び債権

所管課名	債 権 名
人づくり文化課	岐阜県選奨生奨学金貸付金
	岐阜県高等学校奨学金貸付金
高齢福祉課	岐阜県高齢者住宅整備資金貸付金
	岐阜県心身障害者扶養共済制度掛金
障害福祉課	岐阜県障害者住宅整備資金貸付金
	岐阜県高等学校奨学金貸付金
教育財務課	岐阜県地域改善対策奨学金等貸付金
	放置違反金
交通指導課	農業改良資金貸付金
農業振興課	岐阜県林業・木材産業材改善資金貸付金
県産材流通課	県営住宅使用料
公共建築住宅課	8機関
8機関	11債権

【監査意見】

不納欠損処理については、安易に行うことなく、適正な債権管理に努められたい。

なお、平成20年度の定期監査において、時効により債権が消滅しているにもかかわらず不納欠損処理がされていないと指導した機関や、時効により債権が消滅しているにもかかわらず債権を徴収していたため、還付を指導した機関もあったので、留意されたい。

第5 税外未収金の状況

1 税外未収金の状況

平成20年度決算時の税外未収金の状況は、一般会計5億7,925万円余(対16年度比113.0%)、特別会計22億8,516万円余(同141.9%)で増加している(表9)。

【表9】一般会計及び特別会計における税外未収金の推移 (単位:円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
一般会計	512,399,821	515,631,173	620,724,629	508,735,640	579,252,778
対16年度比	100.0%	100.6%	121.1%	99.3%	113.0%
特別会計	1,610,379,023	1,787,545,439	1,949,526,824	2,116,793,079	2,285,167,214
対16年度比	100.0%	111.0%	121.1%	131.4%	141.9%
計	2,122,778,844	2,303,176,612	2,570,251,453	2,625,528,719	2,864,419,992

一般会計の税外未収金を区分(款)別に見ると、諸収入の占める割合が多く、その中でも貸付金の割合が多い状況にある(表10)。

【表10】一般会計における税外未収金の推移(区分(款)別) (単位:円)

区分(款)	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
分担金及び負担金	47,193,355	52,275,295	57,235,605	52,957,615	58,481,039
使用料及び手数料	18,393,433	18,524,736	15,974,774	15,071,180	8,863,839
国庫支出金	0	1,115,000	0	0	0
財産収入	372,079	348,322	348,322	1,002,626	0
諸収入	446,440,954	443,367,820	547,165,928	439,704,219	511,907,900
うち貸付金	141,828,001	149,935,134	161,754,435	126,711,233	129,894,029
計	512,399,821	515,631,173	620,724,629	508,735,640	579,252,778

特別会計の未収金を会計別にみると、中小企業振興資金貸付特別会計がそのほとんどを占めており、その額も年々増加している(表11)。

【表11】特別会計における税外未収金の推移 (単位:円)

会計別	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
中小企業振興資金貸付	1,334,593,116	1,491,819,499	1,651,101,763	1,801,071,275	1,944,624,218
農業改良資金貸付	4,860,000	12,090,000	8,524,000	12,234,691	15,268,959
県営住宅	210,435,726	216,175,986	218,879,736	225,565,343	238,238,995
林業改善資金貸付	581,120	557,493	429,411	118,505	3,588,505
母子寡婦福祉資金貸付	59,909,061	66,902,461	70,591,914	77,803,265	83,446,537
計	1,610,379,023	1,787,545,439	1,949,526,824	2,116,793,079	2,285,167,214

2 税外未収金の債権の性質別分類

地方公共団体の債権は、使用料、手数料及び分担金等の「公法上の債権」と貸付金及び財産収入等の「私法上の債権」に分類される。

「公法上の債権」のうち分担金、過料又は法律で定める使用料その他の歳入(法律で地方税の滞納処分の例により処分できるものに限る。)については、自ら滞納処分を行えるが、その他の公法上の債権及び「私法上の債権」については、民事執行手続により強制執行等を行うことになる。

今回調査を行った債権の分類については、表12及び13のとおりとなっている。

【表12】岐阜県における債権の性質別分類(平成20年度)

債権の性質	債権名	所管課名	未収金額(円)
公法上の債権	地方税の滞納処分	障害福祉課	13,588,790
	児童保護措置費負担金	子ども家庭課	44,892,249
	児童保護措置費負担金	河川課	1,981,056
	河川占用料	交通指導課	34,682,000
放置遺反金	計		95,144,095
私法上の債権	民事執行手続により強制執行等	子ども家庭課	16,736,020
	児童扶養手当返納金	地域福祉国保課	13,282,974
	生活保護費運送金及び徴収金	情報産業課	1,059,800
	ソートピアサーバセンター使用料	教育財務課	4,968,392
岐阜県立高等学校授業料			

民事執行手続に 私より強制執行等 がでできるもの 以上の債権	岐阜県選奨生奨学金貸付金	人づくり文化課	36,047,186
	岐阜県高等学校奨学金貸付金	計	2,523,600
	岐阜県高齢者住宅整備資金貸付金	高齢福祉課	1,438,000
	岐阜県障害者住宅整備資金貸付金	障害福祉課	46,590,743
	岐阜県心身障害者扶養共済制度掛金	教育財務課	9,181,150
	岐阜県高等学校奨学金貸付金	教育財務課	2,922,600
	岐阜県地域改善対策奨学金等貸付金	計	20,926,343
	農業改良資金貸付金 (特別会計)	農業振興課	13,886,000
	岐阜県林業・木材産業改善資金貸付金 (特別会計)	県産材流通課	3,490,000
	県営住宅使用料 (特別会計)	公共建築住宅課	235,803,095
	医療未収金 (病院事業会計)	医療整備課	171,126,359
	計	計	537,914,333

【表13】会計区分による分類 (平成20年度)

会計区分	債 権 名	所管課名	未収金額(円)
一般会計	分担金及び負担金	障害福祉課	13,588,790
	児童保護措置費負担金	子ども家庭課	44,892,249
	計	計	58,481,039
使用料及び手数料	ソフトピアジャパンセンター使用料	情報産業課	1,059,800
	河川占用料	河川課	1,981,056
	岐阜県立高等学校授業料	教育財務課	4,968,392
	計	計	8,009,248
諸収入	岐阜県選奨生奨学金貸付金	人づくり文化課	2,523,600
	岐阜県高等学校奨学金貸付金	計	1,438,000
	岐阜県高齢者住宅整備資金貸付金	高齢福祉課	30,026,443

岐阜県心身障害者扶養共済制度掛金	障害福祉課	9,181,150
岐阜県障害者住宅整備資金貸付金	計	46,590,743
児童扶養手当返納金	子ども家庭課	16,736,020
生活保護費返還金及び徴収金	地域福祉国保課	13,282,974
岐阜県高等学校奨学金貸付金	教育財務課	2,922,600
岐阜県地域改善対策奨学金等貸付金	計	20,926,343
放置違反金	交通指導課	34,682,000
計	計	178,309,873
特別会計	計	244,800,160
農業改善資金貸付金	農業振興課	13,886,000
岐阜県林業・木材産業改善資金貸付金	県産材流通課	3,490,000
県営住宅使用料	公共建築住宅課	235,803,095
計	計	253,179,095
病院事業会計	医療未収金	171,126,359
計	計	669,105,614

第6 債権ごとの監査結果

1 岐阜県選奨生奨学金貸付金、岐阜県高等学校奨学金貸付金

(1) 債権の内容

ア 岐阜県選奨生奨学金貸付金

学業成績が優秀でかつ心身が健全であって、経済的理由により修学が困難な人への貸付奨学金の償還に係る債権

イ 岐阜県高等学校奨学金貸付金

勉強意欲がありながら経済的理由により修学が困難な人への貸付奨学金の償還に係る債権

(2) 根拠法令等

岐阜県選奨生奨学金貸付規則 (昭和58年規則第43号)、岐阜県高等学校奨学金貸付規則 (平成14年規則第73号)

(3) 未収金の状況

奨学金貸付けの増加により調定額が増加しており、それに伴って平成20年度決算時の未収金額は前年度に比べ939千円増加している(表14)。

【表14】過去5年間の調定額及び未収金額の推移 (単位：千円)

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
調 定 額	2,950	3,249	4,182	6,741	14,820
未 収 金 額 (うち滞納繰越)	1,529	1,688	2,449	3,023	3,962
未 収 率	51.8%	52.0%	58.6%	44.8%	26.7%

【表15】不納欠損額の推移 (単位：千円)

不 納 欠 損 額	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度

(4) 監査対象機関

人づくり文化課

(5) 未収金の回収の取組状況

ア 未収金の回収は、兼任職員1名により、平成20年度は督促70件、文書催告30件及び連帯保証人への請求9件を実施している。

イ 平成21年3月30日に「岐阜県選奨奨学金、岐阜県子育て支援奨学金、岐阜県高等学校奨学金債権管理マニュアル」(以下「債権管理マニュアル」という。)を作成し、債権の回収業務に関する取扱いを明確化した。

(6) 問題点・改善点

債権管理マニュアルに従い、滞納者の状況を的確に把握するため長期滞納者を滞納整理簿で記録管理するとともに、滞納者の状況に応じて債権を分類し、各区分に応じて措置を行っている(表16)。

しかし、奨学金貸付けの増加に伴い未収金額は毎年増加しているが、一方では債権管理を兼任職員1名がほかの業務を行いながら事務を行っているため、債権管理でマニュアルに記載している滞納者への電話連絡など、実施できていない項目

が認められる。

今後とも未収金額の増加に伴い更なる事務量の増加が見込まれるため、一層の債権管理体制の強化を図るとともに、回収率の向上に向けた取組が求められる。

【表16】債権管理でマニュアルにおける債権の分類

分類の区分	要 件
第 1 分類	滞納期間が3月未満である債権
第 2 分類	3月以上1年半未満の債権
第 3 分類	1年半以上の債権

2 岐阜県高齢者住宅整備資金貸付金

(1) 債権の内容

高齢者の専用居室等を自力で増改築又は改造することが困難な者に対して貸し付けた資金の償還に係る債権

(2) 根拠法令等

岐阜県高齢者住宅整備資金貸付規則(昭和49年規則第78号)

(3) 未収金の状況

貸付制度は平成14年度の貸付けを最後に廃止されていることから、新たに償還期限を迎える債権の調定額は年々減少している。その一方で、累積により滞納繰越額は年々増加し、平成20年度の未収率は、90.1%と極めて高い状況である(表17)。

【表17】過去5年間の調定額及び未収金額の推移 (単位：千円)

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
調 定 額	59,350	48,716	40,361	35,881	33,334
未 収 金 額 (うち滞納繰越)	31,258	30,674	29,895	30,041	30,026
未 収 率	52.7%	63.0%	74.1%	83.7%	90.1%

【表18】不納欠損額の推移 (単位：千円)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度

不納欠損額				
-------	--	--	--	--

(4) 監査対象機関
高齢福祉課

(5) 未収金回収の取組状況

ア 兼任職員1名が未収金の管理・回収業務を行っており、平成20年度は文書催告延べ120件（主債務者32人、連帯保証人28人の計60人に対し、年2回実施）、電話催告30件以上（主債務者・連帯保証人30人に対し1回以上実施）を実施している。また、必要により臨宅等を実施している。

イ 行方不明者等について、居住地調査（29件）又は相続人調査（10件）を実施している。

(6) 問題点・改善点

過去からの滞納額が累積しており、「貸付金未収金償還促進実施要領」（平成4年8月1日施行）に沿った徴収手続が進められていないものもある。今後、同要領に基づき段階的に、効率的で実効性のある未収金の回収方法を検討し実施する必要がある。

3 児童保護措置費負担金

(1) 債権の内容

保護者が様々な事情で児童を養育できない場合などに、その措置として当該児童を児童福祉施設に入所させたときに、扶養義務者からその負担能力に応じて徴収する入所費用に係る債権

(2) 根拠法令等

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

(3) 未収金の状況

平成18年10月から制度が措置制度から契約制度へ変更となり、措置制度においては、障害児施設の利用者すべてが、通所・入所とも県で措置決定していたが、契約制度においては、虐待等、問題のある家庭の障害児の入所利用以外は、保護者と施設との契約となり、措置による入所児童が減少した。これにより調定額は平成18年度以降減少したが、滞納繰越分の回収が進まないことにより未収率は大幅に増加している（表19）。

【表19】過去5年間の調定額及び未収金額の推移

（単位：千円）

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
調定額	138,733	138,045	80,677	21,668	20,450
未収金額 (うち滞納繰越)	17,771	19,505	17,563	12,949	13,589
未収率	12.8%	14.1%	21.8%	59.8%	66.4%

【表20】不納欠損額の推移

（単位：千円）

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
不納欠損額	1,358	999	1,717	4,992	1,735

(4) 監査対象機関
障害福祉課

(5) 未収金回収の取組状況

未収金の回収は、各子ども相談センターの兼任職員39名により、平成20年度は督促190件及び催告252件（電話106件、文書122件及びその他24件）を実施している。

(6) 問題点・改善点

滞納繰越額が、平成20年度決算時10,501千円あり、未収金額の77.3%を占め、全体の未収率を押し上げていることから、未収金の回収計画に基づき、滞納繰越に係る滞納者に対し効果的な未収金の回収方法を検討する必要がある。

4 岐阜県心身障害者扶養共済制度掛金

(1) 債権の内容

心身障害者扶養共済制度（保護者が死亡した場合などに障がい者に終身年金が支給される任意加入の制度）の加入者が毎月納付する保険料（掛金）に係る債権

(2) 根拠法令等

岐阜県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年条例第9号）、岐阜県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年規則第43号）

(3) 未収金の状況

平成20年度から保険料（掛金）が値上がりしたことにより、調定額は増加しているが、未収金額は減少している（表21）。

【表21】過去5年間の調定額及び未収金額の推移 (単位：千円)

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
調 定 額	79,324	78,032	76,191	74,109	96,659
未 収 金 額	9,411	9,669	9,909	9,640	9,181
(うち滞納繰越)	8,856	9,277	9,603	9,358	8,919
未 収 率	11.9%	12.4%	13.0%	13.0%	9.5%

【表22】不納欠損額の推移 (単位：千円)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
不 納 欠 損 額					

(4) 監査対象機関 障害福祉課

(5) 未収金回収の取組状況

ア 未収金の回収は、兼任職員1名により、平成20年度は督促86件及び催告73件(電話28件、文書43件及びその他2件)を実施している。

イ 「岐阜県心身障害者扶養共済制度未納掛金回収事務取扱要領」(以下「事務取扱要領」という。)を平成21年1月19日に整備している。

ウ 時効期間が経過したものについては、滞納者が時効の援用を適用しないため、不納欠損処理が行われていない。

(6) 問題点・改善点

ア 県は加入者との共済契約により毎月掛金を徴収し、独立行政法人福祉医療機構との保険契約により加入者の掛金相当分の保険料を支払うこととなっており、加入者が掛金を未納付の場合は、結果的に県が立て替えて支払う形となっているため、未収金発生における問題となっている(平成20年度 岐阜県立替え分301,400円)。

イ 平成19年度以前については、滞納者に対して条例第17条第1項第5号に基づく地位の喪失の適用を行っていなかったが、平成20年度以降は、事務取扱要領を整備し、滞納者の状況に応じ制度脱退による一時金との相殺、一括納入、又は納入計画書に基づく納入依頼を実施している。

ウ 事務取扱要領に基づき未収金の回収を行っているが、未収金のほとんどが滞納繰越分であり回収が困難と見込まれることから、効果的な未収金の回収方法を検討する必要がある。

5 岐阜県障害者住宅整備資金貸付金

(1) 債権の内容

障害者の専用居室等を自力で増改築又は改造することが困難な者に対して貸し付けた資金の償還に係る債権

(2) 根拠法令等

岐阜県障害者住宅整備資金貸付規則(昭和49年規則第86号)

(3) 未収金の状況

貸付制度は平成14年度に廃止されているが、滞納繰越分の回収が大幅に進まないことから、未収率が年々増加傾向にある(表23)。

【表23】過去5年間の調定額及び未収金額の推移 (単位：千円)

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
調 定 額	69,265	58,637	59,506	60,276	54,120
未 収 金 額	44,677	46,003	47,088	47,151	46,591
(うち滞納繰越)	41,395	43,219	44,661	45,045	44,787
未 収 率	64.5%	78.5%	79.1%	78.2%	86.1%

【表24】不納欠損額の推移 (単位：千円)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
不 納 欠 損 額					

(4) 監査対象機関 障害福祉課

(5) 未収金回収の取組状況

ア 未収金の回収は、兼任職員1名により、平成20年度は督促60件及び催告54件(電話17件、文書34件及びその他3件)を実施している。

イ 行方不明者及び催告に応じない者に対しては、連帯保証人への催告を実施している。

ウ 行方不明者について、居住地調査（17件）を実施している。

(6) 問題点・改善点

ア 「未収金償還促進実施要領」（平成4年8月1日施行）に基づき、督促等を行っているが、兼任職員1名によるもので、効果は上がっていない。

また、保有している債権管理システムは、残高管理のみができる機能であり、特定月のデータを抽出できないなどの問題点を有している。

イ この制度は、低所得者を対象として貸付けを行っていることや延滞利息が年10%と高利率であることなど、未収金の回収に当たった問題点が多い。

ウ 平成20年度においては、滞納者に対する納付相談を行ったり、分割償還計画を作成（3名）したりするなどの未収金回収に努めているが、平成20年度決算時の滞納繰越額は44,787千円と高額となっているので、引き続き回収努力が必要である。

エ 現状は元金の回収のみにとどまっており、延滞利息の徴収手続が行われていないので、今後は、規則に基づき適正な処理を実施されたい。

6 児童保護措置費負担金

(1) 債権の内容

保護者が様々な事情で児童を養育できない場合などに、その措置として当該児童を児童福祉施設等に入所させたときに、扶養義務者からその負担能力に応じて徴収する入所費用に係る債権

(2) 根拠法令等

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

(3) 未収金の状況

生活の不安定な者が多く、また、扶養義務者からの虐待による入所者が増加していることから、未収金額は年々増加傾向にあり、平成20年度決算時では、44,892千円（244人）となっている（表25）。

【表25】過去5年間の調定額及び未収金額の推移（単位：千円）

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
調定額	58,899	59,462	63,677	71,241	74,667
未収金額	29,463	33,449	39,684	40,006	44,892
（うち滞納繰越）	21,826	25,460	29,942	29,657	33,713

未収率	50.0%	56.3%	62.3%	56.2%	60.1%
-----	-------	-------	-------	-------	-------

【表26】不納欠損額の推移（単位：千円）

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
不納欠損額	3,025	2,790	2,451	7,898	5,065

(4) 監査対象機関

子ども家庭課

(5) 未収金回収の取組状況

ア 平成21年度から、滞納者に対する文書催告や電話催告を行う児童保護措置費負担金債権管理専門職を1名設置し、各子ども相談センターと連携して未収金の回収を行っている。また、各子ども相談センター職員がほかの業務を兼ねながら「児童保護措置費徴収金に係る債権管理事務取扱要領」（平成15年4月1日施行）により、随時電話・文書・訪問による未収金の回収を行っている。

イ 債権管理に係る会議を定期的に開催し、債権管理事務を行う上での疑義等について検討するとともに、子ども家庭課と各子ども相談センターとの連携強化を図っている。

ウ 児童の入所時には、保護者に対し負担金への理解を求め、口座振替による納入を勧めている。

エ 延滞金の徴収については、平成20年度に各子ども相談センターへ取扱いを通知し、適正に行なうよう指導している。

(6) 問題点・改善点

ア 虐待等による措置入所については、保護者が必ずしも入所に納得していない場合もあることから、未収となるケースが多くなっている。

イ 債権管理専門職を設置したが、担当する債権は、子ども家庭課分と障害福祉課分併せて47,497千円（203人）と多額である。また、滞納繰越に係る滞納者については、所在不明者等が多数あることから、年間の未収金回収計画に基づき、効果的な回収方法を検討する必要がある。

7 児童扶養手当返納金

(1) 債権の内容

母子家庭等に支給される児童扶養手当の受給資格が年金の支給開始や再婚等に

より失われたにもかかわらず届出が遅れたことにより過払金となった手当の返納に係る債権

- (2) 根拠法令等 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）

- (3) 未収金の状況 返納金発生防止のための審査の適正化を図る指導を強化していることにより、調定額は減少傾向にあるが、平成20年度決算時の未収金額は16,736千円（62人）となっている（表27）。

【表27】過去5年間の調定額及び未収金の推移（単位：千円）

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
調 定 額	30,857	31,863	24,335	22,935	18,867
未 収 金 額	29,447	23,365	22,695	18,101	16,736
（うち滞納繰越）	26,769	22,277	22,044	17,861	16,158
未 収 率	95.4%	73.3%	93.3%	78.9%	88.7%

【表28】不納欠損額の推移（単位：千円）

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
不 納 欠 損 額		5,707		2,821	1,000

- (4) 監査対象機関 子ども家庭課
- (5) 未収金回収の取組状況
 - ア 兼任職員1名が、「子ども家庭課関係各種負担金等に係る滞納整理実施要領」（平成15年7月14日施行）に基づき、未収金の管理・回収を行っている。
 - イ 返納金発生の防止策として、市町村事務担当者と協議において審査の適正化を指導するほか、支給要件確認のためのチラシ（日本語及びポルトガル語）を作成し、支給要件に影響する事由が発生した場合には速やかに町村窓口へ届け出るよう、受給資格者に周知している。
 - ウ ポーナヌ月翌月の7月及び1月を徴収強化月間とし、市町村の協力を得ながら、長期滞納者に対して集中的に督促を行っている。その他、滞納者の状況に

応じて、電話、文書及び臨宅による催告を行っている。

工 財産調査については、滞納者本人からの聞き取りにより情報収集しているが、非強制徴収公債権であることから、金融機関等には行われていない。
オ 延滞金については、不正の手段により手当を受けた場合には延滞金を徴収することになっているが、それに該当しない場合は延滞金を免除することができる。

カ 滞納額を一括納付することが困難な者については、納付誓約書を提出させ、時効中断の措置をとっている。

(6) 問題点・改善点

ア 市における児童扶養手当に係る事務は平成14年に権限移譲されたが、権限移譲前に発生した債権は、引き継ぎ果で債権管理を行う必要がある。そのため、長期滞納者に係る未収金の回収については、各市担当者との連携を密に取り、実施する必要がある。

イ 年金は、さかのぼって支給されることもあることから、年金と児童扶養手当の併給を未然に防止するために関係機関との連携を取り、的確な情報収集を行うことが必要である。

ウ 手当受給者は資力がなく、一括して多額の返納金を納付することが困難な場合が多いことから、滞納者の状況を把握し効果的な未収金の回収方法を検討する必要がある。

8 生活保護費返還金及び徴収金

(1) 債権の内容

生活保護法（昭和25年法律第144号）により生活保護費を扶助された者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたとき（同法第63条）、又は不実の申請等により保護を受けたとき（同法第78条）などにおける被保護者からの保護費の返還金等に係る債権

- (2) 根拠法令等 生活保護法
- (3) 未収金の状況 雇用情勢の悪化等により、生活保護受給者数が増加しており、それに伴って生活保護費の返還金等の調定額及び未収金額とも増加の傾向にある。
平成20年度決算時の未収金額は、前年度に比べて8,468千円増加している（表

29)。

【表29】過去5年間の調定額及び未収金額の推移 (単位：千円)

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
調 定 額	6,880	14,149	17,004	20,598	23,785
未 収 金 額 (うち滞納繰越)	2,331	4,978	5,767	4,815	13,283
未 収 率	33.9%	35.2%	33.9%	23.4%	55.8%

【表30】不納欠損額の推移 (単位：千円)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
不 納 欠 損 額					1,138

(4) 監査対象機関
地域福祉国保課

(5) 未収金回収の取組状況

ア 未収金の回収は、各振興局福祉課の兼任職員17名により、平成20年度は督促113件及び催告105件（電話7件、文書7件及びその他91件）を実施している。
イ 各振興局福祉課は、「岐阜県生活保護事務の手引き」（平成16年2月施行）に基づき、滞納者に対し随時、返還指導を行っている。

(6) 問題点・改善点

平成20年度の定期監査において、「生活保護費を不正に受給した者等からの徴収金及び返還金の収入事務において、十分な徴収手続を行わなかったために債権（62件713,064円）について消滅時効の完成を招くとともに、債権が消滅しているにもかかわらず不納欠損処理がされていないものがあったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。」と指摘を受け改善が図られたが、未収金額が増加傾向にあることから、今後も未収金の回収について一層の努力を要する必要がある。

9 ソフトピアジャパンセンター使用料

(1) 債権の内容
ソフトピアジャパンセンター技術開発室及びインキュベーション等の入居に

係る使用料

(2) 根拠法令等

ソフトピアジャパンセンター条例（平成7年条例第46号）、ソフトピアジャパンセンター条例施行規則（平成8年規則第43号）

(3) 未収金の状況

IT関連の起業家として成功を目指すスタートアップ段階の企業もあるため、平成20年度決算時の未収金額は、1,060千円（12件、3人）となっている（表31）。平成21年度からは、ソフトピアジャパンセンター条例の改正により、ソフトピアジャパンセンター技術開発室及びインキュベーションの入居に係る使用料は、指定管理者の収入として収受させており、平成21年度以降については、県の未収金は発生しない。

【表31】過去5年間の調定額及び未収金額の推移 (単位：千円)

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
調 定 額	190,523	178,159	126,335	124,942	103,637
未 収 金 額 (うち滞納繰越)	4,081	4,736	5,310	4,900	1,060
未 収 率	2.1%	2.7%	4.2%	3.9%	1.0%

【表32】不納欠損額の推移 (単位：千円)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
不 納 欠 損 額					3,593

(4) 監査対象機関
情報産業課

(5) 未収金回収の取組状況

ア 未収金の回収は、兼任職員1名により、平成20年度は催告21件（電話15件、文書2件及びその他4件）を実施している。
イ 「ソフトピアジャパンセンター使用料等滞納整理実施要領」（平成15年4月1日施行）に基づき、未収金の回収を実施している。
ウ 平成18年度からソフトピアジャパンセンターの管理は指定管理者制度を導入

し指定管理者と利用料等徴収事務委託契約を締結して、指定管理者が入居者から使用料金を徴収し、県へ現金払込みをすることとなっている。納入期限内に納入されなかった入居者（債務者）の情報を指定管理者から提供を受け、県（情報産業課）で個別に調定し、未収金の回収を実施している。

工 使用料について、時効期間5年が経過したものについては、時効の援用を通用しないため、不納欠損処理を実施している。

- (6) 問題点・改善点
未収金について、本年度中に5年の時効が到来する事例もあることから、滞納事案ごとに最も適切な回収方法等について、十分な検討を行う必要がある。

10 河川占用料

- (1) 價権の内容
河川の占用許可（進入路、ガス管、住宅及び店舗等）を受けた者から徴収する占用料に係る價権
- (2) 根拠法令等
河川法（昭和39年法律第167号）、岐阜県流水占用料等徴収条例（平成12年条例第12号）、岐阜県河川法施行細則（昭和40年規則第32号）

- (3) 未収金の状況
未収金額は過去5年間減少し続けているため、未収率は平成18年度以降1%台で推移している（表33）。
- 【表33】過去5年間の調定額及び未収金額の推移（単位：千円）

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
調定額	212,542	208,711	159,021	159,436	159,929
未収金額 (うち滞納繰越)	7,914	4,418	3,097	2,726	1,981
未収率	3.7%	2.1%	1.9%	1.7%	1.2%

【表34】不納欠損額の推移（単位：千円）

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
不納欠損額	1,601	1,995	756	430	552

- (4) 監査対象機関
河川課

- (5) 未収金回収の取組状況
ア 各土木事務所の河川担当職員11名が、ほかの業務と兼任して未収金の回収を行っている。

イ 「占用料等の収入未済処理実施要領」（平成17年4月1日施行）（以下「実施要領」という。）により、未納金整理台帳、財産調査等の様式が定められており、河川課からも各土木事務所に対し、随時指導を行っている。

ウ 納期限後20日以内に各土木事務所から督促状を発送する。催告については事案に応じて催告方法についても各土木事務所に一任されている。

平成20年度は、督促211件及び催告277件（電話121件、文書54件及び訪問102件）を実施している。

エ 未収金発生防止策として催告を継続的に実施し、納付意思のある滞納者からは、納付計画書の提出を受け、分割納付による積極的に回収を行っている。平成20年度は、4件の分割納付を承認した。

オ 不納欠損額は減少傾向にあるが、その事由は平成18年度以降、すべて時効完成によるものとなっている。

- (6) 問題点・改善点
ア 支払能力がない者には執行停止措置を講じる等、漫然と時効完成を迎えることのないよう、滞納事案ごとに最も適切な回収方法等について、十分な検討を行う必要がある。

イ 実施要領には、滞納処分等について書類の様式等の定めはあるが、実務的な徴収マニュアルとはなっていないので、各土木事務所の担当職員が統一的な債権管理を行うためにも、その内容を充実する必要がある。

11 岐阜県立高等学校授業料

- (1) 價権の内容
高等学校の授業料に係る價権
- (2) 根拠法令等
岐阜県立高等学校授業料等徴収条例（昭和43年条例第22号）、岐阜県立高等学校授業料の免除等に関する規則（昭和46年規則第105号）
- (3) 未収金の状況

過去5年間の推移を見ると、調定額は微減傾向にあるが、未収金額は平成20年度を除くと増加傾向となっている（表35）。

【表35】過去5年間の調定額及び未収金額の推移（単位：千円）

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
調定額	5,229,457	5,122,274	5,028,110	4,868,586	4,857,079
未収金額 (うち滞納繰越)	3,448	4,393	4,554	5,891	4,968
未収率	1,355	1,685	1,864	2,359	2,254
	0.07%	0.09%	0.09%	0.12%	0.10%

【表36】不納欠損額の推移（単位：千円）

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
不納欠損額			324	234	19

(4) 監査対象機関
教育財務課

(5) 未収金回収の取組状況

ア 「授業料等徴収事務等の取扱要綱」（平成12年3月24日付け教総第769号教育委員会総務課長通知）（以下「要綱」という。）により授業料の滞納者に対する納入指導が各高等学校の事務職員1～2名により進められている。

イ 近年、授業料滞納額が増加し全国的に社会問題化していることを受け、平成20年度は5月に授業料徴収事務に関する事務（部）長会議を、11月に教頭会議を開催するなど、管理体制の強化に努めている。

ウ 平成21年度から授業料に関する連帯保証人制度が導入され、これに伴い徴収手続を滞納月数に応じて整理・明確化するなど、未収金の縮減・解消に向けた取組が進められている。

(6) 問題点・改善点

ア 未収金の縮減・解消の取組をより確実なものにするため、共通の課題を抱える高等学校間での情報交換やノウハウの共有を図る必要がある。

イ 要綱では、除籍処分を行った上で、支払督促の申立て（強制執行）を行うとされているが、除籍は、生徒に与える影響も大きく、教育的な配慮から慎重な対

応が求められるため、これまで除籍処分を伴う支払督促という措置をとった例はない。

しかしながら、滞納のまま卒業し支払能力を有しながらも納入しないなど悪質なケースに対しては、厳正な対応が必要である。

12 岐阜県高等学校奨学金貸付金

(1) 債権の内容

勉強意欲がありながら経済的理由により修学が困難な人への貸付奨学金の償還に係る債権

(2) 根拠法令等

岐阜県高等学校奨学金貸与規則（平成14年規則第73号）

(3) 未収金の状況

奨学金貸付けの増加により調定額が増加しており、それに伴って平成20年度決算時の未収金額は、前年度に比べて1,163千円増加している（表37）。

【表37】過去5年間の調定額及び未収金額の推移（単位：千円）

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
調定額	437	900	3,839	5,854	8,680
未収金額 (うち滞納繰越)	57	318	815	1,760	2,923
未収率	19	57	277	815	1,412
	13.0%	35.4%	21.2%	30.1%	33.7%

【表38】不納欠損額の推移（単位：千円）

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
不納欠損額					

(4) 監査対象機関
教育財務課

(5) 未収金回収の取組状況

兼任職員1名が、「岐阜県選奨奨学金債権管理規定」（平成21年3月26日改訂）（以下「債権管理規定」という。）に基づき、貸付金の貸付・回収業務を行っている。

平成20年度は、督促91件及び催告124件（電話72件及び文書52件）を実施しており、また、連帯保証人に対する請求を62件実施している。

(6) 問題点・改善点

債権管理規定に基づき、滞納者への電話催告等だけでなく、平成20年度からは第二連帯保証人への通知や電話督促等を行った結果、一定の成果が認められる。一方、この貸付制度は、平成14年度から始まっているが、貸付けの増加に伴い未収金残高も毎年大幅に増加しており、また今後も更なる増加が見込まれる。

現在の管理体制は、教育財務課職員のみで取り組んでいるが、今後は、高等学校の職員と一体となって、訪問等による催告や回収を行うなど、関係機関との連携を密にして効率的に取り組む必要がある。

13 岐阜県地域改善対策奨学金等貸付金

(1) 債権の内容

地域改善対策特定事業として、対象地域の同和関係者の子弟で学校に在学している者に対する奨学金の償還に係る債権（貸付けは平成16年で終了）

(2) 根拠法令等

岐阜県地域改善対策奨学金及び通学用品等助成金貸与規則（昭和57年規則第87号）

(3) 未収金の状況

平成20年度決算時で20,926千円（248件、53人）の未収金額となっている。平成7年度から滞納が発生し、毎年未収金額は増加している（表39）。

また、滞納者のうち6名が1,000千円以上を滞納し、合計金額は9,626千円（未収金額全体の46%）となっている。

【表39】過去5年間の調定額及び未収金額の推移（単位：千円）

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
調定額	18,792	23,035	28,336	30,262	32,671
未収金額	9,220	11,594	15,092	17,954	20,926
（うち滞納繰越）	7,001	9,174	11,551	14,802	16,945
未収率	49.1%	50.3%	53.3%	59.3%	64.1%

【表40】不納欠損額の推移（単位：千円）

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
不納欠損額					

(4) 監査対象機関

教育財務課

(5) 未収金回収の取組状況

ア 兼任職員1名が、未収金の管理及び回収を行っている。

イ 奨学金の貸付事務は市町村経由で行っていた経緯があることから、県の債権であるにもかかわらず、未収金回収に係る事務は市町村を通じて行っている。このため、県が作成した督促状を市町村を通じて送付し、回収についても市町村と協力して行っている。県は市町村から滞納者に関する報告を受け、その状況を把握し事務指導を行っている。

ウ 滞納者による奨学金の返還が著しく困難である場合は、岐阜県選奨奨学金等の返還債務の免除に関する条例（昭和57年条例第23号）に基づき、免除申請（全体の返還期間は20年）により、貸与を受けた額の20分の5を限度として返還を免除している。
平成20年度決算時までの免除人数及び免除額は、延べ1,015人、総額465,860千円となっている。

(6) 問題点・改善点

ア 奨学金の返還は、学校を卒業したこと等により滞納者から奨学金の返還予定を明らかにした返還明細書の提出を受けることから始まるが、この返還明細書の提出がなされていないケースがある。
滞納者に対する十分な接触が行われず滞納となっているものや返還能力があるにもかかわらず返還しないものなど、滞納理由による区分けを行い、ケースに応じた段階的、効率的な回収方法を検討する必要がある。

また、市町村の協力を得ながら、実効性ある執行体制となるよう併せて見直しを図る必要がある。

イ 貸付金に係る延滞利息の徴収手続については、一切行われていない。貸付金の元金の回収が進まない状況において、延滞利息の徴収が困難を極めることは容易に推察されるが、公平性及び合規性の観点から必要な徴収手続を行う必要がある。

14 放置違反金

(1) 償還の内容

平成18年6月1日から導入されている放置違反金制度によるものであり、車両の放置違反について直接の原因行為者である運転者の責任追及ができない場合に、違反防止に関して運行管理すべき立場にある車両の使用人から徴収する違反金

(2) 根拠法令等

道路交通法（昭和35年法律第105号）、放置違反金に係る納付、督促、延滞金及び滞納処分に関する規則（平成18年岐阜県公安委員会規則第11号）

(3) 未収金の状況

平成20年度の未収金額は、前年度からの繰越し分を含めると、34,682千円となり、前年度に比べて2,555千円増加している（表41）。また、滞納繰越額は前年度に比べて9,981千円増加している。

【表41】過去3年間の調定額及び未収金額の推移（単位：千円）

区 分	18年度	19年度	20年度
調 定 額	98,777	110,721	94,194
未 収 金 額	20,440	32,127	34,682
（うち滞納繰越）	0	14,235	24,216
未 収 率	20.7%	29.0%	36.8%

【表42】不納欠損額の推移（単位：千円）

区 分	18年度	19年度	20年度
不 納 欠 損 額			

(4) 監査対象機関

交通指導課

(5) 未収金回収の取組状況

ア 交通指導課駐車対策係4人（専任2人、兼任2人）で、違反審査、弁明審査回収等の償還管理業務を行っている。

イ 平成18年6月1日に「放置違反金に係る納付、督促、延滞金及び滞納処分に関する事務処理要領」を整備し、平成20年度は督促1,130件、電話催告3,840件、

文書催告2,552件、財産調査643件、居所不明者調査389件及び滞納処分（金融機関にある預金の差押）47件を実施している。

(6) 問題点・改善点

平成21年6月から個別処理簿を作成し、滞納繰越分の滞納者（平成18年6月から19年10月まで）のうち電話番号が判明した者に対しては、電話催告を実施するなど、任意納付について積極的に指導している。

しかし、今後は更なる未収金額の増加が懸念されるため、回収率の向上に向け、他県の取組状況を把握しながら、金融機関にある預金を差し押さえる以外の方法（例えば、給料の差押え等）を検討する必要がある。

15 農業改良資金貸付金

(1) 償還の内容

農業者等が農業経営の改善を目的として、新たな農業部門の経営や農畜産物の加工事業の経営を開始することや、農畜産物やその加工品の新たな生産や販売の方式を導入することを支援するために貸し付けた資金の償還に係る償還

(2) 根拠法令等

農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）、岐阜県農業改良資金貸付規則（平成14年規則第108号）、同要綱（昭和58年2月1日制定）、同償還管理事務取扱要領（平成21年5月29日施行）

(3) 未収金の状況

平成18年度は大口の償還が1件あったため、調定額がいったん増加したものの、その後は減少傾向にある。未収金額は平成18年度に減少し、その後増加に転じているため、未収率もそれに伴い増加している（表43）。

【表43】過去5年間の調定額及び未収金額の推移（単位：千円）

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
調 定 額	203,555	174,600	190,795	167,252	148,572
未 収 金 額	4,860	12,090	8,524	11,966	13,886
（うち滞納繰越）	2,432	4,860	8,524	6,384	6,730
未 収 率	2.4%	6.9%	4.5%	7.2%	9.3%

【表44】不納欠損額の推移（単位：千円）

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
不 納 欠 損 額					

(4) 監査対象機関

農業振興課

(5) 未収金回収の取組状況

ア 未収金の回収は、兼任職員2名により、平成20年度は督促10件及び催告16件（文書3件及び訪問等13件）を実施している。また、時効期間が経過したものはないため、不納欠損処理は行っていない。

イ 一括償還できない旨の滞納者からの申出があった場合には、資産状況、事業収益等を考慮し、分割納入を認めており、平成20年度は5件を認めている。

ウ 貸付方法には、直貸方式と農業協同組合を通しての転貸方式（農業信用基金協会の債務保証に付されている）とがあり、平成18年度以降は原則として転貸方式をとっている。転貸方式による貸付債権には、未収金は発生していない。

エ 長期滞納者について、農業改良普及センター、農林事務所、農業協同組合等の関係機関と連携して経営改善検討会を開催し、滞納者の経営内容の見直し等を行い、債務の償還見込みの検討も同時に行っている。

(6) 問題点・改善点

ア 未収金が増加している背景には、デフレ等で農畜産物やその加工品が、当初の見込みを下回る価格でしか販売できない等の厳しい経済状況がある。今後も転貸方式による貸付けを原則とし、県の負うリスクを軽減してくことが望ましい。

イ 償還が見込めない滞納者には、不動産等資産の売却により償還財源を確保させ、償還意欲の低い滞納者には、法的措置を視野に入れた対応を進める等、積極的に未収金の回収を図る必要がある。

16 岐阜県林業・木材産業改善資金貸付金

(1) 債権の内容

林業者・木材産業者が行う新たな林業・木材産業部門の経営の開始や新たな林産物の生産・販売の方式の導入、安全衛生施設・福利厚生施設の導入等に必要施設の改良・取得、造林等に対し貸し付けた資金の償還に係る債権

(2) 根拠法令等

林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）、岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年規則第98号）

(3) 未収金の状況

平成20年度の未収金額は、1件（3,490千円）の滞納が発生したことによるものである。最近の景気低迷により設備投資の手控え等により貸付けは、減少傾向にある（表45）。

【表45】過去5年間の調定額及び未収金額の推移（単位：千円）

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
調 定 額	32,858	41,233	35,171	50,542	57,388
未 収 金 額					3,490
（うち滞納繰越）					
未 収 率					6.0%

【表46】不納欠損額の推移（単位：千円）

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
不 納 欠 損 額					

(4) 監査対象機関

県産材流通課

(5) 未収金回収の取組状況

ア 未収金の回収は、兼任職員2名により、平成20年度は督促1件及び催告2件（文書1件及びその他1件）を実施している。

イ 「林業制度資金貸付金の債権管理及び債権回収マニュアル」（平成13年4月2日施行）の作成や、林野庁が主催する債権回収の実務研修に職員を参加させるなど職員の資質向上を図っている。

(6) 問題点・改善点

未収金額は、1件3,490千円であることから、債権回収マニュアルに基づいた処理を的確に実施し、早期の回収に努める必要がある。

17 県営住宅使用料

(1) 債権の内容

県営住宅の入居者から徴収する家賃
根拠法令等

(2) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）、岐阜県県営住宅条例（昭和35年条例第2号）

(3) 未収金の状況

県営住宅の使用料（家賃）の滞納額は、長引く不況による入居者の失業などによって年々増加し、平成20年度決算時点で235,803千円（568人）、未収率20.2%となっている（表47）。

【表47】過去5年間の調定額及び未収金額の推移

（単位：千円）

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
調 定 額	1,194,005	1,178,683	1,173,582	1,161,731	1,164,860
未 収 金 額	210,436	216,176	218,880	225,565	235,803
（うち滞納繰越）	173,007	190,147	199,144	203,131	212,753
未 収 率	17.6%	18.3%	18.7%	19.4%	20.2%

【表48】不納欠損額の推移

（単位：千円）

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
不 納 欠 損 額	3,751			1,537	

(4) 監査対象機関

公共建築住宅課

(5) 未収金回収の取組状況

ア 県営住宅の管理は、岐阜県住宅供給公社等が「管理代行」として受託している。しかし、公営住宅の家賃の決定並びに家賃等の金銭の請求、徴収及び減免に関する権限については、県にあるため、兼任職員2名で対応している。

イ 県営住宅家賃滞納整理実施要項」を平成4年8月24日に整備し、平成20年度は督促5,448件及び催告3,012件（電話156件、文書1,764件及びその他1,092件）を実施している。

ウ 県営住宅に関する入居者氏名、所得額、家賃（使用料）の収納状況、使用料の計算等は、「公営住宅管理システム」で管理されている。

エ しかし、同システムは、延滞金を計算する仕様になっていないこともあり、延滞金の額を把握していない。また、滞納者等の資産状況については、調査権限が及ばないため、十分に把握できない状況となっている。

オ 県（公共建築住宅課）は、督促を受けても、県営住宅使用料の支払に及びない滞納者に対して民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づいて住宅明渡請求訴訟などの法的な措置による対応を実施している（訴訟の提起6件、強制執行4件）。

カ 未収金の発生防止策として、滞納強化月間の実施、口座振替の推奨（平成21年10月現在の口座振替率77.4%）、市町村等と連携した生活保護者に対する家賃の代理納付の適用などを行っている。

キ 過去滞納者の未収金の回収については、平成22年度から債権回収会社（いわゆる民間サービサー）の活用を図るため予算要求している。

ク 不納欠損処理は、「県営住宅使用料の不納欠損処分取扱基準」（平成16年4月1日施行）を定め、基準に従い処理している。平成19年度は、時効期間を経過し、滞納者の死亡及び連帯保証人の死亡若しくは所在不明となっている者について不納欠損処理1,537千円（70件）を実施している。

(6) 問題点・改善点

ア 県営住宅使用料は家賃であるため、滞納者の入居期間が長引くほど未収金額が増え、回収が困難となることから、初動対応が重要となる。費用対効果にも留意しながら、未収金額が少額である段階のうちに回収の強化を図ることが必要である。

イ 延滞金については、「公営住宅管理システム」では延滞金の計算ができない状況にあるので、延滞金の徴収のあり方を含めて検討する必要がある。

18 岐阜県病院事業医業未収金

(1) 債権の内容

県立病院における診療費及び施設等使用料（診療費等）の個人負担分（納期限までに納入されないもの）

(2) 根拠法令等

岐阜県立病院使用料徴収条例（昭和39年条例第10号）

(3) 未収金の状況

格差社会、モラルの低下、医療界を取り巻く環境の変化及び経済の悪化などに

より、未収金残高は増加している。

なお、平成17年度の未収金残高は、時効期間が5年から3年に短縮されたため損失処理額が増加し、減少している(表49)。

【表49】過去5年間の過年度未収金残高の推移 (単位：千円)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
岐阜県総合医療センター	103,576	82,938	91,058	97,468	104,986
多治見病院	57,333	49,693	56,501	57,742	58,032
下呂温泉病院	27,110	15,739	15,698	11,781	8,108
合 計	188,019	148,370	163,257	166,991	171,126

当該年度に発生した未収金は含まない。

【表50】過去5年間の損失処理額の推移 (単位：千円)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
岐阜県総合医療センター	4,647	57,480	25,568	17,506	25,402
多治見病院	5,397	21,187	8,899	10,573	10,641
下呂温泉病院	7,417	15,338	5,584	6,677	5,004
合 計	17,461	94,005	40,051	34,756	41,047

(4) 監査対象機関

医療整備課(岐阜県総合医療センター、多治見病院及び下呂温泉病院)

(5) 未収金回収の取組状況

ア 未収金の回収は、各病院の医療サービス課が中心となり、「岐阜県病院事業 医療未収金取扱要領」(平成13年4月1日施行)(以下「取扱要領」という。)に基づき、実施している。

平成20年度は、督促3,154件、電話催告1,284件、文書催告3,661件及び訪問等による催告533件を実施している。

イ 各病院に対して、未収金となった理由の分析及び1,000千円以上の未収金がある滞納者の概要と進捗状況を把握するよう指示するとともに、その状況について3ヶ月毎に報告を求めるなど回収業務を指導している。

(6) 問題点・改善点

各病院は、取扱要領に基づき、長期滞納者に対し、電話、書面及び出張等による催告を実施するなど、未収金の回収に取り組んでいる。

また、各病院独自の取組として、未収金整理強調月間を設け全事務局職員が集中的に電話及び出張による催告を実施したり、事例研究の勉強会を開催したりするなどの取組も認められる。

一方、取扱要領に規定している連帯保証人に対する請求行為が行われていない病院が認められるなど、滞納者の状況に応じ、更なる取組を行う必要がある。

また、経済の悪化などにより未収金残高は増加しており、今後も未収金の増加に伴う事務量の増加が予想されるため、更なる未収金の回収強化に努める必要がある。

岐阜県総合医療センター

岐阜県総合医療センター(岐阜県総合医療センター) 岐阜県総合医療センターの規程に基づき、事務上の取組として、回収業務の強化を図り、その進捗に関する報告を次のとおり公表する。

第1 行政監査の趣旨

岐阜県総合医療センター	監	査	の	趣	旨
岐阜県総合医療センター	は	、	地	方	自
岐阜県総合医療センター	治	見	病	院	の
岐阜県総合医療センター	医	療	未	収	金
岐阜県総合医療センター	の	回	収	の	取
岐阜県総合医療センター	組	み	の	進	捗
岐阜県総合医療センター	状	況	を	把	握
岐阜県総合医療センター	す	る	た	め	、
岐阜県総合医療センター	合	規	性	、	経
岐阜県総合医療センター	済	性	、	効	率
岐阜県総合医療センター	性	及	び	有	効
岐阜県総合医療センター	性	の	観	点	か
岐阜県総合医療センター	ら	監	査	を	実
岐阜県総合医療センター	施	す	る	も	の
岐阜県総合医療センター	で	あ	る	。	

第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき、財務事務に限らず、県の一般行政事務の執行について、その適正かつ効率的な運用を確保するため、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を実施するものである。

第2 監査のテーマ及び選定理由

1 監査のテーマ

「道路パトロールにおける委託契約等について」

2 選定理由

県では、道路法（昭和27年法律第180号）に基づき、県が管理する国道及び県道において、道路の状況等を把握し、異常が発見された場合に速やかに適切な処置を講じるため、道路パトロールを直営又は委託により実施している。

県が管理する国道等の延長は、平成20年度4,216kmとなっており、平成10年度の4,165kmに比べ微増している状況である。他方、県財政はかつてない厳しい状況から、道路パトロール委託費を含めた道路維持管理費全体は、平成10年度で127億円であったものが、20年度108億円となっていて約2割減少しているものの、近年、道路パトロールの委託費は大きく増加している状況である。

また、最近、道路パトロール委託契約については、特定の者を相手方とする随意契約へ移行したり、資格要件の厳格化をするなどしたことが見受けられる。

そこで、道路パトロールは適切に実施されているか、「道路パトロールにおける委託契約等について」をテーマとして行政監査を実施することとした。

第3 監査の概要

1 監査実施期間

平成21年6月から平成22年1月まで

2 監査対象機関

11土木事務所及び道路パトロールの所管課である県土整備部道路維持課（以下「道路維持課」という。）を監査の対象とした。（表1）

【表1】 監査対象機関名及び実施方法

機関名	実施方法	機関名	実施方法
道路維持課	書面及び実地調査	可茂土木事務所	書面及び実地調査
岐阜土木事務所	書面及び実地調査	多治見土木事務所	書面調査
大垣土木事務所	書面及び実地調査	恵那土木事務所	書面及び実地調査
揖斐土木事務所	書面調査	下呂土木事務所	書面調査
美濃土木事務所	書面調査	高山土木事務所	書面及び実地調査
郡上土木事務所	書面調査	古川土木事務所	書面調査

3 監査の実施内容

(1) 監査の実施方法

すべての監査対象機関に対し、道路パトロールの執行状況に関する書面調査を実施するとともに、前記表1のとおり、道路維持課及び通常パトロール（表3参照）を委託している5土木事務所において実地調査を実施した。その結果を踏まえ、監査委員による本監査を実施した。

(2) 監査対象時期

平成20年4月から平成21年3月までの状況を中心に監査を実施した。（書面調査対象は平成18年度から平成20年度）

4 監査の着眼点

以下の2点に着眼して監査を実施した。

(1) 道路パトロールにおいて経済性及び効率性の向上を図っているか。

道路パトロールは、経済的かつ効率的に行われるよう検討・実施されているか。

(2) 道路パトロール委託の契約方法等は適切か。

道路パトロール委託の契約方法、関係要領及び実施状況等は、随意契約理由や資格要件等の条件を含めて適当なものとなっているか。

第4 監査の結果及び意見

1 監査の結果

(1) 道路パトロールの内容及び実施方法等

道路パトロールは、道路法第42条の「道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない」とした規定に基づき実施され、道路及び道路の利用状況を把握し、道路の異常、不法占用等に対して適宜の措置を講じるとともに、道路管理上必要な情報や資料を収集することを目的としている。

道路パトロールが実施されている一方で、道路の管理瑕疵にかかる事故件数は、毎年約40件発生しており（表2）、道路舗装に関する苦情件数については近年大幅に増加している現状である。（図1）

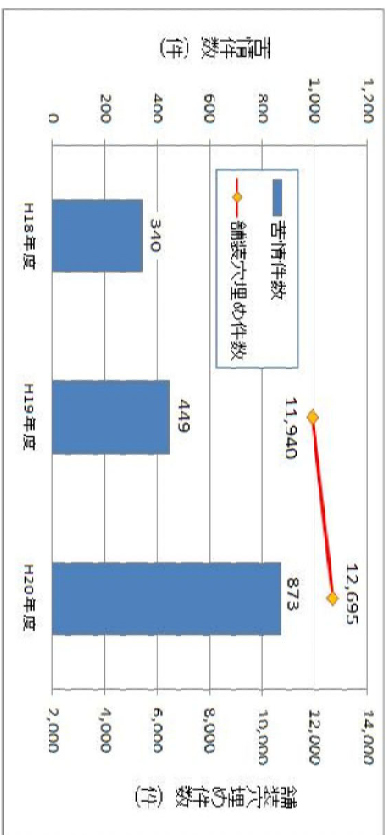
【表2】 道路事故発生状況

原因/年度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20

（単位：件）

穴ばこ・段差	13	14	25	12	8
落石（直撃）	2	5	4	4	3
落石（乗上げ）	6	3	6	5	7
蓋不全	6	3	3	4	10
安全施設不備	1	1	2	2	1
落木倒木等	2	0	3	5	3
落雪等	3	4	3	6	1
その他	10	1	1	5	2
合計	43	31	47	43	35

【図1】舗装に関する苦情件数及び穴埋め件数の推移



道路パトロールには、日常的に行われている通常パトロール、定められた条件下で行われる定期点検パトロール、夜間パトロール、異常気象時等パトロール及び休日パトロールがある。(表3)
 【表3】道路パトロールの種類

名称	内容	詳細
通常パトロール (定期)	日常的に実施するパトロール	道路施設の状態及び交通に対する安全性等について点検する。(一般は週1回、重要路線 1)

		は週2回の頻度で実施)
定期点検パトロール (随時)	橋梁、トンネル等の細部点検を実施するパトロール	通常パトロールで目視困難な箇所について状況を把握するため実施する。
夜間パトロール (随時)	夜間に実施するパトロール	道路工事箇所の保安施設等の監視及び道路の照明施設、その他交通安全施設等について点検を実施する。
異常気象時等パトロール (随時)	台風、集中豪雨、豪雪及び地震等の異常気象に際して実施するパトロール	災害の発生が予想される場合に危険箇所等を重点的にパトロールし、異常時における適切な応急措置及び予防措置を実施する。
休日パトロール	3日以上連続した休日に実施するパトロール	重要路線につき、通常パトロールに準じて実施する。

1 重要路線とは、交通量10,000台/日以上の路線等の基準で選定された路線。道路パトロールの実施については、各土木事務所において管轄区域をパトロール区域とし、「岐阜県道路パトロール実施要領」(制定:平成12年3月、最終改正:平成21年4月、以下「パトロール実施要領」という。)に基づき実施されている。実施方法は、職員が行う直営方式と外部に委託する委託方式を併用し、委託については「岐阜県道路パトロール業務委託実施要領」(制定:平成12年4月、最終改正:平成21年4月、以下「パトロール委託要領」という。)に基づき実施されている。
 パトロール実施要領及びパトロール委託要領は、平成20年3月と平成21年4月の2回の改正によりパトロール頻度の増加やパトロール編成の充実、委託に関する資格要件の厳格化等が図られた。(表4)
 【表4】実施要領の主な改正内容
 要領改正は、道路パトロールの水準を向上させたが、委託費は増加し、契約の競争性は低下することとなった。

区分	規定	主な改正内容
パトロールの体制 (通常パトロール業務に使用する車)	実施要領 第3条	パトロール車は、道路交通法施行令に規定する道路維持作業用自動車 (以下「正規のパトロール車」という。) 以外の自動車の使用

河について)		も認めていたが、正規のパトローラ車の使用を義務付けた。
パトローラの頻度	実施要領第4条	パトローラ頻度が一般路線より多い重要路線の定義が明記され、4土木事務所重要路線延長が伸びた。
業務従事者	委託要領第2条	業務責任者の要件に岐阜県道路管理支援技術者 1及び道路管理支援士 2の資格要件が明記された。 また、新たに改正で追加された作業員についても道路維持管理に関する経験と知識が求められることとなった。(表5)
パトローラの実施(編成について)	委託要領第4条	運転手及び業務責任者を含む2名から、業務責任者、運転手及び作業員の3名にその編成が変更された。

- 1 国土交通省中部地方整備局の「道路管理支援士」資格を参考に平成20年2月創設された県単独の資格。同年3月に講習・試験が行われたが、平成20年度に国土交通省中部地方整備局の「施設等管理支援技術者制度」に吸収された。
- 2 国土交通省中部地方整備局が平成18年度に創設した「施設等管理支援技術者制度」のうち道路施設の維持管理に関する資格。平成20年度に岐阜県、静岡県及び三重県の3県と、静岡市、浜松市及び名古屋市の3政令都市が加わった施設等管理推進協議会が設立され、岐阜県独自の「岐阜県道路管理支援技術者」は、この制度に吸収された。

【表5】道路管理支援士等試験の状況

	受験者	合格者	うちセンター
岐阜県道路管理支援技術者試験	34名	33名	14名
平成20年度道路管理支援士試験	39名	23名	

- 1 岐阜県道路管理支援技術者試験は平成20年3月に1度実施されたのみである。
- 2 財団法人岐阜県建設研究センターの略称。センター職員の資格者数を表示。

(2) 委託の概要

道路パトローラのうち委託されているのは、通常パトローラ、異常気象時等パトローラ及び休日パトローラである。
通常パトローラは、管理延長が長く直営方式のみで実施困難な5土木事務所において、一者随意契約によって財団法人岐阜県建設研究センター（以下「センター」という。）へ委託されている。(表6、7及び8)
直営方式の実施が困難な理由は、道路パトローラのために必要な職員（自動車運転士、土木技手）の不足が主な理由である。
異常気象時等パトローラ及び休日パトローラは、その特殊性から全土木事務所では指名競争入札により建設会社との単価契約による道路維持修繕業務委託（以下「全面委託」という。）によって、直営方式との併用で実施されている。(表9)

【表6】管理道路延長

管理延長の上位5土木事務所において、通常パトローラを委託している。

(単位：km)

土木事務所名	岐阜土木	大垣土木	揖斐土木	美濃土木	郡上土木	可茂土木	多治見土木	恵那土木	下呂土木	高山土木	古川土木	全体
重要1	225.2	216.7	125.3	55.2	52.3	173.5	122.9	79.6	152.0	155.8	1,368.5	
平18全体	669.7	410.9	287.7	254.0	399.2	445.8	270.5	464.8	224.0	480.4	325.2	4,232.2
平19重要	272.0	225.2	216.7	125.3	55.2	52.3	174.2	122.9	79.6	152.0	155.8	1,631.2
平19全体	669.2	407.7	282.1	254.0	399.2	444.0	271.5	464.5	224.0	480.5	325.2	4,221.9
平20重要	423.0	236.9	216.7	125.3	55.2	117.8	172.3	122.9	79.6	152.0	186.2	1,887.9
平20全体	667.9	407.7	282.6	253.9	395.8	444.5	268.5	464.4	222.4	480.8	327.4	4,215.9
管理延長順位	1	5	8	10	6	4	9	3	11	2	7	

- 1 重要：全体管理延長の内数で、パトローラ重要路線に指定された路線の延長距離

【表7】通常パトローラコース数（平成20年度）

各土木事務所が、1週間で実施可能なパトローラコースは5コースであり、それを上回るコース数を有する5土木事務所は、通常パトローラを委託している。

土木事務所名	岐阜土木	大垣土木	揖斐土木	美濃土木	郡上土木	可茂土木	多治見土木	恵那土木	下呂土木	高山土木	古川土木	全体
コース数	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

金コース	10	6	4	4	5	6	5	6	4	7	5	62
委託コース	5	1				1		1		2		10

コース数は、パトロール頻度と1日の走行可能距離を考慮し決定され、1コース当たりの平均距離は約150kmである。

【表8】通常パトロールの委託費の推移

センターとの随意契約による委託費は、平成19年度以降増加している。

(単位：千円)

土木事務所名	平成18年度	平成19年度	平成20年度
岐阜土木	8,547	13,125	20,790
大垣土木			4,440
可茂土木			4,215
恵那土木	3,413	3,570	4,494
高山土木		5,670	8,820
合 計	11,960	22,365	42,759

【表9】全面委託に係る委託費の推移

全面委託により執行しているパトロール委託費は、平成19年度以降減少している。

(単位：件、千円)

土木事務所名	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	件数	支出金額 5万円以下	件数	支出金額 5万円以下	件数	支出金額 5万円以下
岐阜土木	9	452,627	8	432,762	8	362,908
大垣土木	6	275,297	6	265,938	6	224,804
揖斐土木	3	98,076	3	103,751	3	122,803
美濃土木	4	182,410	4	161,648	4	160,507
郡上土木	7	206,981	7	188,879	7	203,549
可茂土木	5	262,529	4	238,645	4	219,806

多治見土木	3	184,474	1,052	3	163,649	1,880	3	178,897	1,472
恵那土木	4	254,479	832	4	253,855	443	5	250,026	2,033
下呂土木	5	125,596	1,400	5	119,068	2,146	5	141,490	1,460
高山土木	7	201,210	8,280	7	192,202	2,722	4	123,450	2,758
古川土木	5	134,678	1,919	5	120,522	2,468	5	155,518	2,922
合 計	58	2,378,357	31,742	56	2,240,919	26,442	54	2,143,758	24,154

全面委託により執行しているパトロール委託費は、異常気象時等パトロール及び休日パトロールに係る委託費であり、路面の穴ぼこ補修等の道路修繕に係る委託費は含まれていない。ただし、平成18年度及び19年度の大垣土木、可茂土木には通常パトロールに係る委託費が含まれている。

2 総合的な意見

道路パトロールを含む道路維持管理費は、近年減少しているが、道路パトロールの委託費(表8及び9のパトロール分の合計額。平成18年度43,702千円、19年度48,807千円、20年度66,913千円)は、大幅に増加している。

今後においても、道路パトロールは、道路利用者の一般交通に支障を来さないために必要な業務であり、管理していく県道等の延長は同程度の管理延長が見込まれるため、その実施方法、契約方法等についてより一層経済的かつ効率的となるよう総合的な検討が必要である。

3 着眼点ごとの意見

(1) 道路パトロールにおいて経済性及び効率性の向上を図っているか

道路パトロールの実施方法について、土木事務所職員の職種及び人数等を考慮した総合的な検討が必要である。

直営方式での通常パトロールは、パトロール実施要領に基づき、作業責任者(道路法に基づく道路監理員に任命された一般職員)、運転手(自動車運転士)、作業員(土木技手)の3人編成で正規パトロール車により実施されており、直営方式で実施できない場合にパトロール委託要領に基づき委託が行われている。

各土木事務所には運転手2名、作業員(嘱託員含む)1名の配置と、正規パトロール車1台の配置であることから、直営方式のパトロール体制は1班の編成しかできず、管理道路延長の長い土木事務所では通常パトロールの一部を委託する結果となっていた。

委託費節減のため、現状の班体制及びコース数を勘案し、土木事務所の管轄区域を越えた道路パトロール計画等を検討することが必要である。

例えば、大垣土木事務所（全6コース）が委託している1コースを隣接する揖斐土木事務所（全4コース）に直営方式により実施させることができれば、大垣土木事務所の委託費（平成20年度約440万円）の大幅な経費節減が図られる可能性がある。

(2) 道路パトロール委託の契約方法等は適切か

通常パトロールの委託を、センターへの随意契約から一般競争入札による契約に移行できるよう検討すべきである。

通常パトロールをセンターを特定の者として随意契約の方法によって契約を締結する主な理由は、パトロール委託要領に定められた業務従事者の資格要件を満たす「道路管理支援士」（「岐阜県道路管理支援技術者」を含む）を複数有する団体ということである。（表10）

しかし、国土交通省中部地方整備局の道路巡回業務では、管理技術者の資格として「道路管理支援士」の他に「1級土木施工管理技士」等の4資格を認めており、契約方法も一般競争入札（総合評価方式）により行われている。

通常パトロールの委託においても、随意契約から一般競争入札による契約に移行できるよう、国土交通省中部地方整備局の道路巡回業務を参考に業務従事者の資格要件を検討すべきである。

また、平成19年度（調査対象年度：平成18年度）に新潟県が実施した全国調査によると、全国の都道府県における道路パトロールの実施方法は、通常パトロールをすべて委託しているのは2県、岐阜県同様直営方式と委託方式を併用しているのは22都府県で、このうち随意契約により財団等に委託しているのは8県、指名競争入札により民間委託しているのは13都府県となっている。（表11）

なお、岩手県では、道路パトロールを財団法人岩手県土木技術振興協会へ随意契約の方法により委託していたものの、平成19年度の監査結果を受けて、平成21年度から一部地域で競争入札による民間委託の導入を試行し、問題がなければ平成22年度から県全域で実施することとしている。

このような全国の取組を参考に随意契約から一般競争入札による契約に移行できるように検討すべきである。

【表10】センターにおける道路管理支援士等の状況

	岐阜県道路管理支援技術者	道路管理支援士
平成20年度	19名	
うち県派遣	4名	
平成21年度	16名	(1名) 1
うち県派遣	1名	(1名) 1

1 平成21年12月認定。

【表11】全国の通常パトロールの状況

委託をしている都道府県は約半数で、そのうち随意契約は8県となっていた。

実施方法	通常パトロール		一部委託（併用）		指名(民間)
	直営	委託	随意(財団等)	指名(民間)	
都道府県数	23	2	1	22	7
割合 (%)	49%	4%	50%	47%	32%
					54%

一部委託（併用）の総数と内訳（随意・指名）の合計は、3県について不明のため一致しない。

岐阜県道路管理支援士会

岐阜県道路管理支援士会（岐阜県）は、岐阜県道路管理支援士会規約（昭和59年）第11条第1項の規定に基づき、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成21年12月14日

岐阜県道路管理支援士会 会長 大 野 一 郎
 岐阜県道路管理支援士会 副会長 大 野 一 郎
 岐阜県道路管理支援士会 事務局長 大 野 一 郎
 岐阜県道路管理支援士会 事務次長 大 野 一 郎
 岐阜県道路管理支援士会 事務主任 大 野 一 郎
 岐阜県道路管理支援士会 事務副主任 大 野 一 郎
 岐阜県道路管理支援士会 事務員 大 野 一 郎

第1 事務事業監査の趣旨
 県の特定の事務又は事業の執行について、合規性又は正確性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点から、総合的に監査を実施するもの

第2 監査実施日
 予備監査 平成21年11月から平成22年1月まで
 本 監 査 平成22年1月28日

第3 監査対象項目
 各機関の主要事業、懸案事業又は長期継続事業などを中心に選定した、本庁9機関が執行する100の事務事業

第4 監査の着眼点
 監査に際しては、以下の3つの観点に加え、正確性、合規性又は公平性、さらには透明性など多角的な観点から、事務事業ごとに個別具体的な着眼点を設定した。
 事務事業の執行が、より少ない費用で実施できないかといった経済性
 事務事業の執行に際し、同じ費用でより大きな効果が得られないかといった効率性
 事務事業の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、又は効果を上げているかといった有効性

第5 監査の結果
 1 意見を述べたもの
 監査した結果、以下の事務事業について、次のとおり意見を述べた。

機関名 事務事業名 (平成20年度 事業費)	事務事業の概要	監査の結果及び意見
1 生活衛生課 公衆浴場対策費 (9,278千円)	市町村が行う一般公衆浴場営業者に対する設備改善事業、経営安定化のため の補助及び浴場	公衆浴場は物価統制令により料金の上限額が規制されているため、県は公衆浴場対策費として、設備改善、経営安定化、活性化の3種類の補助金を交付している。
2 業務水道課 血液製剤適正使用のための説明業務 (142千円)	医療機関等の血液製剤使用適正化についての理解促進等を図るため、(社)岐阜県医師会に対し、医師への説明業務を委託するもの	このうち、経営安定化のため公衆浴場の運営経費に対し行う補助については、補助実績は減少傾向にあり、平成20年度には8浴場分、165,000円が支出されていた。 しかし、交付対象となった8浴場の平均赤字額は2,379,050円であったのに対し、補助額は1件あたり10,000円から45,000円となっており、赤字額と補助額を比較すると、当該補助金が経営安定化に効果的であるとは言えない状況であった。 ついては、公衆浴場対策全体として効果的な事業内容となるよう、設備改善対策及び活性化対策も含めた事業全体の見直しを検討されたい。
		県は、血液製剤の適正使用のための医師への説明業務を(社)岐阜県医師会に委託しており、事業完了後は岐阜県会計規則に則って、書面により履行確認を行っている。 しかし、医師会から提出された完了届及び添付されていた書類には、説明会の実施日、会場、参加者数及び講師名が記載されているのみであり、どのような内容の説明が行われたのかを確認することができなかった。 また、委託料の積算内訳には、講師謝礼及び費用弁償のほかに、事務費52,000円が計上されていたが、医師会から提出された完了届等では説明会に必要な経費の積算として適正であったかどうかを確認することができなかつ

3	障害福祉課 障害者アートバンク運営費補助金 (3,783千円)	障がい者の社会参加と自立を支援するため、(財)岐阜県身体障害者福祉協会が行う「障害者アートバンク」の運営経費に対し補助するもの	た。 ついでには、説明業務の実施状況や経費の執行状況等を確認できるように改善されたい。
4	学校支援課 定時制通信制教科書等給与費補助金 (1,784千円)	勤労青少年の修学を円滑にし、教育の機会均等を確保するため、定時制及び通信制生徒の教科書	県は、勤労青少年の修学を円滑にし、教育の機会均等を確保するため、定時制高等学校等の生徒に対し教科書等の購入費及び夜食費の一部を補助しているが、平成20年度における当該補
5	スポーツ健康課 夜間定時制高等学校給食費補助金 (3,337千円)	勤労青少年の修学を円滑にし、教育の機会均等を確保するため、夜間定時制生徒の夜食費に対し補助するもの	助金の交付手続において、複数の高等学校で、補助事業に関する事務処理の理解不足により、岐阜県補助金等交付規則等に則った事務処理が行われていなかった。また、一部の高等学校においては、補助対象要件を緩和して補助金を交付しており、学校間で公平性を欠く事象となっていた。これは、当該補助金の交付事務が各高等学校長に事務委任されており、かつ補助対象要件が必ずしも明確ではなかったことに加え、所管課の指導が不十分であったことが原因と考えられる。ついでには、各高等学校の実態を把握し、関係規則等に則った適正な事務処理を行うよう指導し、学校間で補助対象者が異なるといった公平性を欠くことがないよう事業を実施されたい。
<p>2 意見を述べる事項のなかったもの 監査した結果、以下の事務事業については、特に意見を述べる事項はなかった。</p>			
1	商業流通課 岐阜県運輸事業振興助成金 (285,263千円)	昭和51年度の軽油引取税の暫定税率(30%)増に伴い、営業用トラック及びバスなどの輸送力確保並びに輸	当該交付金が必要額の定める用途に支出されているか、受益者が一部に限定されていないかなどに着眼して監査を実施したが、特段の意見を述べるには至らなかった。

	<p>送コストの低減を図るため、(社)岐阜県トラック協会及び(社)岐阜県バス協会に対して交付金を交付するもの</p>	
2	<p>用地課 県土整備部所管用地補償業務に係る市町村委託 (33,996千円)</p>	<p>用地買収の円滑化による用地の早期取得を図るため、県土整備部所管の建設工事に係る用地補償業務の一部を市町村に委託するもの</p>
3	<p>学校支援課 県立学校リーダーズプログラム推進事業 (28,998千円)</p>	<p>学校の自主性、特色づくりを育てるため、校長が学校の特色づくりや喫緊の教育課題に対応した先進的專業等を提案し、教育委員会において選出した優れたプログラムを実施するもの</p>
4	<p>警察本部 会計課 交番・駐在所における電気需給契約 (電気代支払総額：40,699千円)</p>	<p>県内の交番及び駐在所において電気を使用するため、各警察署単位で電力会社と電気需給契約をするもの</p>
5	<p>出納管理 歳入金電子納</p>	<p>県民の利便性 利用状況は伸びているか、当</p>

<p>課 付整備事業 (2,940千円)</p>	<p>確保のため、県民が納付する税外収入のうち、施設使用料や手数料等を県に納付する際に、自宅等のパソコンからインターネットバンキングを通じて口座引き落としをしたり、現金自動預け払い機による納付を可能とするもの</p>
<p>該事業が税外収入の納付率向上に寄与しているかなどに着眼して監査を実施したが、特段の意見を述べるには至らなかった。</p>	

岐阜県監査委員事務所第八部
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第七項の規定により平成二十一年十一月十一日から平成二十二年一月十五日までに行なった財政的援助団体等調査の結果は、次のとおりである。

平成二十二年一月二十五日

岐阜県細川郡	岐	岐	岐	岐	岐
岐阜県細川郡	岐	岐	岐	岐	岐
岐阜県細川郡	岐	岐	岐	岐	岐
岐阜県細川郡	岐	岐	岐	岐	岐
岐阜県細川郡	岐	岐	岐	岐	岐
岐阜県細川郡	岐	岐	岐	岐	岐

第1 監査実施団体数

区 分	監査実施団体数	監査結果件数		所管機関 指摘事項等
		指摘事項	指導事項	
出資・出捐団体 <small>出資・出捐団体</small>	23	4	31	1

補助金等交付団体	11	1	0	1	1
指定管理者	8	9	1	8	3

第2 監査結果

平成21年11月11日から平成22年2月25日に実施した出資・出捐団体、補助金等交付団体及び指定管理者に関する監査結果です。

すべての監査結果について、監査対象団体に対し指摘又は指導を行いました。

なお、印が付してある機関は、監査法人と共同して予備監査を実施した団体です。

(1) 出資・出捐団体

実 施 年 月 日	実施団体名	指摘事項	指導事項
平成21年11月11日	財団法人飛騨地域地場産業振興センター	なし	なし
平成22年1月14日	岐阜県名産販売株式会社	なし	3件
	財団法人岐阜産業会館	なし	なし
	社団法人岐阜県森林公社	なし	1件
	社団法人木曾三川水源造成公社	なし	1件
	財団法人岐阜県産業経済振興センター	1件 物品の管理が不適正	4件
平成22年1月15日	財団法人岐阜県建設研究センター	なし	1件
平成22年1月18日	社団法人岐阜県農畜産公社	なし	1件
	財団法人花の都ぎふ花と緑の推進センター	なし	1件
	岐阜県土地開発公社	なし	なし
	岐阜県道路公社	なし	1件
	財団法人岐阜県研究開発財団	なし	1件
平成22年1月20日	財団法人岐阜県浄水事業公社	なし	2件

実施年月日	実施団体名	指摘事項	指導事項
平成22年1月21日	岐阜県住宅供給公社	なし	1件
	財団法人ソートピアジャパン	2件 物品の管理が不適正 財務諸表の記載が不適正	3件
平成22年1月27日	財団法人岐阜県魚苗センター	なし	3件
	財団法人岐阜県公衆衛生検査センター	1件 契約事務が不適正	1件
	財団法人岐阜県国際交流センター	なし	なし
	財団法人岐阜県イベント・スポーツ振興事業団	なし	2件
	財団法人岐阜県健康長寿財団	なし	なし
	社会福祉法人岐阜県福祉事業団本部	なし	なし
	岐阜県立白鳩学園	なし	2件
	岐阜県立陽光園	なし	なし
	岐阜県立ひまわりの丘(第四学園)	なし	1件
	岐阜県福祉総合相談センター	なし	なし
平成22年2月25日	財団法人岐阜県教育文化財団	なし	1件
	財団法人岐阜県美術振興会	なし	1件

このうち、主な監査結果は次のとおりです。

実施団体名	内 容
財団法人岐阜県公衆衛生検査センター	契約事務等において、次の不適正な事項が認められたので、今後は内部牽制機能の強化に努め、適正に処理されたい。 1 大野町最終処分場周辺地下水調査業務の一部外部委託業務契約について、平成20年6月26日に入札したにもかかわらず、平成20年6月23日付けで契約書を作成していた。

2 水質多項目計質貸借契約について、平成20年4月19日付
 けで契約書を作成すべきところ、作成せずに支払いが行わ
 れていた。また、平成21年度において、契約日をさかのぼっ
 て契約書を作成していた。
 3 環境大気測定業務委託契約について、調査期間の変更が
 あったにもかかわらず変更手続を執っていなかった。
 4 環境大気測定業務の電源設置工事契約について、当該電
 源撤去費用を含む仕様になっているにもかかわらず、撤去
 を確認せずに履行確認を行い支出していた。

また、監査対象とした出資・出捐団体を所管する機関に対して、次のとおり指導を行
 いました。

実施年月日	機関名	出資・出捐団体名	指導	監査結果
平成22年 1月18日	街路公園課	財団法人花の都ぎふ 花と緑の推進センター	指導	貸与備品の貸付手続が 不適正

(2) 補助金等交付団体

実施年月日	補助金等の名称	実施団体名	指導事項	
			指導事項	指導事項
平成22年 2月25日	岐阜県私立学校教 育振興費補助金	学校法人安達 学園	なし	なし
	岐阜県私立高等学 校等授業料軽減補 助金		なし	なし
	岐阜県私立学校耐 震整備事業費補助 金		なし	なし
	岐阜県私立学校教 育振興費補助金	学校法人大垣 日本大学学園	なし	なし
	岐阜県私立高等学 校等授業料軽減補 助金		なし	なし
	岐阜県私立高等学 校交通通児等授業 料軽減補助金		なし	なし
	岐阜県私立学校耐 震整備事業費補助 金		なし	なし
	岐阜県結核予防費 補助金		なし	なし
	岐阜県老人福祉施 設等整備補助金	社会福祉法人 恵雄会	なし	なし
	へき地医療拠点病 院設備整備費補助 金	岐阜県厚生農 業協同組合連 合会	なし	なし
	へき地医療拠点病 院運営費補助金		なし	1件
	岐阜県新型インフ ルエンザ患者入院 医療機関設備整備 費補助金		なし	なし
	岐阜県市町村振興 補助金	東濃ぐるりん バス事業実行 委員会	なし	なし
	おいししい「ぎふの 米」消費拡大PR 推進事業費補助金	全国農業協同 組合連合会岐 阜県本部	なし	なし
	飛騨美濃農産物販 売戦略推進事業費 補助金		なし	なし
	ぎふクリーン農業 総合推進事業費補 助金		なし	なし
	ぎふクリーン農業 生産支援事業費補 助金		なし	なし

競争力強化生産総合対策事業費交付金		なし		なし
備蓄米管理調整交付金		なし		なし
岐阜県勤労福祉会館整備費補助金	社団法人岐阜県勤労福祉センター	なし		なし
岐阜県農業農村整備事業補助金	金谷井水土地改良区	なし		なし
岐阜県国民健康保険財政健全化特別対策費補助金	大垣市	なし		なし
市町村自主運行バリエーション補助金	恵那市	なし		なし
市町村自主運行バリエーション補助金	関市	なし		なし

また、監査対象とした補助金等を所管する機関に対して、次のとおり指導を行いました。

実年月日	機 関 名	補助金等交付団体名	指 導	監査結果
平成22年2月25日	医療整備課	岐阜県厚生農業協同組合連合会	指導	補助対象経費の精査

(3) 指定管理者

実年月日	施設名	実施団体名	指摘事項		指導事項
			指摘事項	指導事項	
平成21年11月11日	飛騨・世界生活文化センター	飛騨コンソーシアム	なし		2件
平成21年11月12日	岐阜県飛騨・北アルス自然文化センター	高山市	なし		1件

実年月日	機 関 名	指定管理者名	指摘事項	監査結果
平成21年11月12日	地球環境課	高山市	貸与備品の管理が不適正	
平成22年1月14日	障害福祉課	社団法人岐阜県聴覚障害者協会	消耗品等の支出事務が不適正	

また、監査対象とした指定管理者を所管する機関に対して、次のとおり指摘等を行いました。

実施団体名	内 容
社団法人岐阜県聴覚障害者協会	岐阜県聴覚障害者情報センターに係る支出事務において、別組織である岐阜県聴覚障害者協会保有の複写機に係る感光体ユニット、トナー及び修理代金計180,989円が、同センターの経費から支出されていたので、今後は適正に処理されたい。

このうち、主な監査結果は次のとおりです。

実年月日	機 関 名	指定管理者名	指摘事項	監査結果
平成22年1月14日	岐阜県聴覚障害者情報センター	社団法人岐阜県聴覚障害者協会	消耗品等の支出事務が不適正	

			付		
--	--	--	---	--	--

第3 平成21年度財政的援助団体等監査結果
 地方自治法第199条第7項に基づき、県が資本金等を4分の1以上を出資等している団体（出資・出捐団体）の23団体、補助金等を交付している団体（補助金等交付団体）の50団体、指定管理者に指定された団体（指定管理者）の8団体の合計81団体に対し、監査を実施しました。

監査の結果、30団体において、10件の指摘事項、42件の指導事項及び7件の所管機関指摘事項、4件の所管機関指導事項、1件の本課検討事項が認められたので、是正、改善等の措置を講じるよう求めました。

- 1 監査期間
平成21年11月11日から平成22年2月25日まで
- 2 監査実施団体数

区分	監査実施団体数		監査結果件数				所管機関指摘事項	所管機関指導事項	本課検討事項
	指摘あり	指導あり	指摘事項	指導事項	指摘事項	指導事項			
出資・出捐団体	23	3	15	4	31	0	1	0	
補助金等交付団体	50	5	3	8	5	3	5	2	
指定管理者	8	1	3	9	1	8	2	1	
合計	81	9	21	52	10	42	7	4	

- (注) 1 出資・出捐団体が補助金等交付団体及び指定管理者と重複する場合には、出資・出捐団体として整理しています。
- 2 補助金等交付団体とは、補助金、負担金、交付金の交付団体をいいます。
 - 3 監査実施団体数の「指摘あり」は、同時に指導がされた場合を含みます。

監査結果の団体等を所管する部署別団体数は次のとおりです。

部署名	出資・出捐団体		補助金等交付団体		指定管理者		計
	指摘あり	指導あり	指摘あり	指導あり	指摘あり	指導あり	
知事直轄							

業務部	総務部	企画部	生活部	福祉部	労働部	政政部	林政部	県土整備部	都市建設部	さぶ清流国体推進局	教育委員会	警察本部	その他の計	合計
0	2	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	3	21
0	1	0	0	4	0	1	0	0	3	0	0	0	15	2
0	1	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	5	0
0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0
0	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
0	0	0	6	3	2	1	2	2	0	0	0	0	3	9
0	4	0	0	0	1	2	2	2	0	0	0	0	3	8

監査結果の分野別件数は次のとおりです。

分野名	出資・出捐団体		補助金等交付団体		指定管理者	
	指摘事項	指導事項	指摘事項	指導事項	指摘事項	指導事項
収入関係	0	2	0	0	0	0
支出関係	0	5	0	0	0	0
契約関係	1	1	0	0	0	0
財産関係	2	3	0	0	0	0
決算関係	1	19	0	0	0	4
その他	0	1	5	3	0	4
合計	4	31	5	3	1	8

(注) 監査結果が複数の項目に関係する場合は、主な内容が属する項目で計上しています。

3 重点監査項目
特に重点的に調査点検すべき項目として5項目を設定し、該当団体において監査を行いました。
監査の観点及び主な監査結果は次のとおりです。

区 分	重点監査項目	指摘事項	指導事項	所管機関 指摘事項等
出資・出捐団体	(1) 県補助金の執行状況の検証	1	0	0
	(2) 団体会計規則に基づく経理事務の検証	1	19	0
補助金等交付団体	(3) 所管課による交付状況の確認の検証			8
	(4) 協定事項の遵守状況の検証	0	4	0
指 定 管 理 者	(5) 所管課の検査状況の検証			0
	合 計	2	23	8

(注) 指摘事項及び指導事項の件数は、上記「監査結果件数」の内数です。

(1) 県補助金の執行状況の検証 (出資・出捐団体)

(監査の観点)
国庫補助金に係る事務費の取扱いに関する会計検査院の指摘等を踏まえ、県が団体へ交付する補助金等のうち、事務費が補助対象となっているものを中心に、交付決定に従った処理手続等を検証した。
(監査結果)
・県補助金で整備した物品の管理事務において、県の承認を得ることなく2件の物品(取得価格計2,578,170円)を処分していた。

(2) 団体会計規則に基づく経理事務の検証 (出資・出捐団体)

(監査の観点)
平成20年度財政的援助団体等監査において決算処理の誤りが多い科目及び不正リスクが高い科目を中心に、団体の会計規則に基づいた経理事務が適正に行われているかという点、現金の受領及び保管に係る内部統制状況等を検証した。

(主な監査結果)
・退職給付引当金について、平成20年度末所要額を計算するにあたり、職員2名分を漏らして算出していたため、引当金額を276,300円過小に計上していた。
・月次決算において、団体財務規程に基づき必要な計算書類を作成することとされているが、これが行われていなかった。
・現金収入事務において、会計処理規程に定める出納担当者を指名していなかった。

(3) 所管課による交付状況の確認の検証 (補助金等交付団体)

(監査の観点)
平成20年度財政的援助団体等監査において判明した補助金の過大支給事業や行政監査で補助金等所管課の検査方法などに課題があったことを踏まえ、所管課による検査の適正性及び事業効果の把握の状況を検証した。
会計検査院の検査により県の執行が不適正とされた事務費の会計処理について、市町に対し同様の観点で国庫補助金に類似する補助金の事務費の執行状況を横断的に検証した。
(主な監査結果)
・補助事業者から誤った算定の実績報告書を受理したことにより、4団体に対し補助金(675,327円)を過大交付していた。
・補助金算定上の年度区分が明確でないなどの理由により、算定によっては過大交付となる可能性のものがあった。
・補助事業との関連が明確でない消耗品等の事務費を補助対象としていた事例が見受けられたので、所管課に対し補助対象基準を明確にするなどの見直しを検討するよう指示した。

(4) 協定事項の遵守状況の検証 (指定管理者)

(監査の観点)
公の施設の指定管理者として十分なサービスの提供が図られているか、効率的な運営が実施されているかなどを観点とした検証を行った。また、指定管理者監査において従来から実施してきた「協定事項の遵守状況」の検証に加え、協定事項は実態に合ったものかといった観点から検証した。
(主な監査結果)
・施設管理業務において、条例に定められた休館日以外の日を休館日とする必要があるときは、あらかじめ知事の承認を得るべきところ、これを得ていなかった。

(5) 所管課の検査状況の検証 (指定管理者)

(監査の観点)
過去の監査指摘事項等においては、団体を所管する部署における検査が十分に
行われていれば発見できた項目があったことから、所管する部署における検査状
況等の取組を検証した。
(主な監査結果)
・特に指摘事項等はなかった。

4 財政的援助団体等監査における意見、要望事項等

財政的援助団体等監査において、監査対象団体に対して意見、要望等を行いました。
主な意見、要望等は次のとおりです。

(1) 団体のあり方に対する意見、要望等

- ・ 団体のあり方について、次の意見及び要望を行った。
- ・ (社)木曾三川水源造成公社における経営改善に向けたより一層の取組について
- ・ 岐阜県道路公社のあり方の見直しについて
- ・ 団体のあり方について、次の質疑を行い、団体の見解を求めた。
- ・ 新公益法人制度への移行に向けた取組状況について
- ・ (社福)岐阜県福祉事業団におけるグループ管理制度の事業成果について

(2) 事務事業のあり方に対する意見、要望等

団体が実施する各種事務事業について、実施の是非やあり方等に関する意見及び
要望を行った。

- ・ 岐阜県住宅供給公社におけるワークショップ²⁴施設管理事業の見直しについて
- ・ 岐阜県飛騨・北アルプス自然文化センターにおける入館料の有料化への検討に
ついて
- ・ 岐阜県聴覚障害者情報センターにおける手話教室の効率的な開催方法について

各種事務事業について、次の質疑を行い、団体の見解を求めた。

- ・ (社)岐阜県森林公社における白山スーパー林道の施設の老朽化に伴う利用者の
安全確保について
- ・ 岐阜県土地開発公社が保有している財産の処分の実現性について
- ・ (財)岐阜県イベント・スポーツ振興事業団における名譽顧問・スーパーバイザ
ー設置事業の事業効果について